

第九回国会 大蔵委員会 議 録 第八号

昭和二十五年十二月四日(月曜日)
午前十一時七分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君
理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君
理事 西村 直巳君 理事 天野 久君
理事 浅香 忠雄君 有田 二郎君
佐久間 徹君 苦米地英俊君
三宅 則義君 内藤 友明君
宮腰 喜助君 川島 金次君
米原 潤君 竹村奈良一君

出席政府委員

大蔵政務次官 西川甚五郎君
大蔵事務官(日本専売公社監理官) 久米 武文君
大蔵事務官(主計局総務課長) 磯田 好裕君
大蔵事務官(主税局長) 平田敏一郎君
国税庁長官 高橋 衛君
委員外の出席者 海外同胞引揚促進に
関する特別委員 若林 義孝君

参議院議員 内村 清次君
専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

十二月二日

委員武藤嘉一君辞任につき、その補
欠として塚田十一郎君が議長の指名
で委員に選任された。

同月三日
委員田中織之進君辞任につき、その
補欠として前田種男君が議長の指名
で委員に選任された。

同月四日

委員川野芳満君、島村一郎君、高間
松吉君、田中啓一、宮崎靖君及び前
田種男君辞任につき、その補欠とし
て江崎真澄君、鹿野彦吉君、山口六
郎君、坂本實君、松田純蔵君及び田
中織之進君が議長の指名で委員に選
任された。

十二月四日

旧令による共済組合等からの年金受
給者のための特別措置法案(内閣提
出第三〇号)

同月二日

児童用乗物類に対する物品税撤廃の
請願(中野四郎君紹介)(第二〇八号)
写真感光材料に対する物品税適正化
の請願(猪俣浩三君外一名紹介)(第
二〇九号)

黒糖に対する消費税撤廃の請願(原
田雪松君外四名紹介)(第二一〇号)
楽器に対する物品税撤廃の請願(西
村直己君紹介)(第二一一号)

ミシン類に対する物品税撤廃の請願
(江崎真澄君紹介)(第二一二号)
児童用乗物類に対する物品税撤廃の
請願(江崎真澄君紹介)(第二一七号)

ラジオ受信機等に対する物品税減免
の請願(門司亮君紹介)(第二八九号)
黒糖に対する消費税撤廃の請願(吉
田安君外一名紹介)(第三〇二号)
家庭用ミシンに対する物品税撤廃の
請願(三宅則義君紹介)(第三〇四号)
薬上郡に税務署設置の請願(平井義
一君紹介)(第三〇五号)

同月三日

たばこ消費税を創設して専売益金の
一部を都道府県税に委譲の請願(中
村清君紹介)(第三三八号)
人形等に対する物品税減免の請願
(西村直己君紹介)(第三五〇号)
鏡台に対する物品税適正化に関する
請願(西村直己君紹介)(第三五一号)

製塩賠償価格の地区的差別設定の請
願(三宅則義君紹介)(第三七一号)
帽子に対する物品税撤廃に関する請
願(西村直己君紹介)(第三七二号)
うば車に対する物品税撤廃の請願
(西村直己君紹介)(第三七三三三三)

衣裳人形に対する物品税減免の請願
(西村直己君紹介)(第三七四号)
楽器に対する物品税撤廃の請願(西
村直己君紹介)(第三七五号)

花むしろ、野草むしろの輸出不合格
品に対する物品税撤廃の請願(小平
忠君紹介)(第三七六号)

芋あめに対する物品税撤廃の請願
(西村直己君紹介)(第三七七号)

同月四日
減税に関する請願(風早八十二君紹
介)(第四三三三三三)
同(風早八十二君紹介)(第四三四号)
同(風早八十二君紹介)(第四三七号)
同(風早八十二君紹介)(第四三九号)
同(風早八十二君紹介)(第四四二二二)
同(風早八十二君紹介)(第四四四号)
清涼飲料及び嗜好飲料に対する物品
税撤廃の請願(塚田十一郎君紹介
(第四三三三三三))

同月二日

予算編成に関する陳情書(青森市青
森町村会会長本多浩治)(第二二〇
号)
国内産砂糖消費税廃止に関する陳情
書(鹿児島市鹿児島県議會議長増田
静)(第一五三三三三)
国庫補助金等の早期指令に関する陳
情書(山口市山口県議會議長清水海
吉外五外)(第二一九六号)

基石、基礎に対する物品税撤廃の陳
情書(宮崎県東臼杵郡富島町長三尾
良次郎外一名)(第二二〇〇号)
陶磁器製品に対する物品税撤廃の陳
情書(佐賀県西松浦郡有田町有田商
工会議所会頭深川進)(第二二〇一
号)

本日の会議に付した事件
所得税法臨時特例法案(内閣提出第
九号)
砂糖消費税法の一部を改正する法律
案(内閣提出第一〇号)
揮発油税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一二号)

塩田等災害復旧事業費補助法案(内
閣提出第一六号)
物品税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一七号)
旧令による共済組合等からの年金受
給者のための特別措置法案(内閣提
出第三〇号)
未復員者給與法の一部を改正する法
律案(内村清次郎君外十八名提出、
参法第一号)(予)

同月二日

所得税法臨時特例法案、砂糖消費税
法の一部を改正する法律案、揮発油税
法の一部を改正する法律案、及び物品
税法の一部を改正する法律案の四法律
案を一括議題として、前会に引続き質
疑を継続いたします。

○川島議員 若干質疑が残っておりま
すので、続けたいと思います。改正案
そのものの問題につきましては、これ
以上質疑を行いますことは、議論にお
たることになりますので省略いたしま
して、それに関連した問題について
二、三お尋ねをしてみたいと思ってい
ます。まずお尋ねを申し上げたいの
は、先般から実施になりました青色申
告、この申告制度はその後政府が予定
いたしておりましたように、必ずしも
良好でなく、むしろ逆な不振の状態
であるようにわれわれは聞いておりま
す。そこで青色申告は本年度において
どのくらいあるか。そうしてまたその
青色申告が不振であります事柄の原因

について、政府はどういうふうに見ておるか。そうしてまたさらに青色申告それ自体の問題について、今後政府はどういうふうな考へておるか、こういうような事柄についての見通しと実績とを、この際示してもらいたい、こういうふうな思いです。

○平田政府委員 青色申告の実施につきましては、前国会からいろいろ私どもも見解を申し上げましたし、また委員各位の御意見もよく承りまして、運用上できる限りのことをいたしておるのでございますが、最近までの申告の申請者の提出状況を先に簡単に申し上げますと、申告所得税につきましては、申請者の総数が二十七万七千七百九十八人となつております。全体の納税者は前に申し上げましたように、五百七十万でありましたか約六百万近くと見ておりますので、五割程度の成績でございます。そのうち営業者が約十六万五百八十人、農業者が八万九千五百八十一人となつております。その他が若干ございまして、合計そのような状態でございます。約二十七万人の人が青色申告書を提出して、申請をしておるという状況でございます。これに對しまして会社の方はもう少し成績がいいのでありまして、会社は申請して認めましたものの総数が十五万九千二百六十六人というふうになつております。それで課税に關連のあります法人の総数が二十九万三千八百九十九でございますので、この方は約五〇%程度青色申告をするものになつておるといふのが、現在の概況でございます。従いまして私どももいたしましては、法人につきましては相当な成績をあげております。しかしこれも理想を言いますと、いや

しくも法人であるからにはほとんど全部のものが青色申告になるというのが望ましいと思つておりますが、それにいたしましては相当なものになつております。これに對しましては個人の申告所得税の場合におきましては、率直に申し上げまして少し少いという感じを持つております。そこで問題は今後どうするかというお尋ねでございますが、この点はいろ／＼原因等についても輿論調査式の調査もやりまして調べておりますが、事情はいろ／＼あるやうでございます。一つは記載が今の営業者の実情から申しますと、税法で要求しているやうな記載がなか／＼むずかしいというやうなことを考へて、躊躇している向きがございます。それからもう一つは、どうもはつきり記載すると、かえつて所得がたぐさん出て来ると、今の税法ではなか／＼納めにくいのではないか、こういう配慮を加えてして手控えているものも、相当あるやうに見受けられます。それからもう一つは、この制度がどういふふうな運用されるか不安である。ほかの模様を見たら上でひとつやつてみようという日和見主義者の方が、これまで大分あるやうであります。率直に申し上げまして、そういう事情が少し成績が悪い理由はないかと私も考へております。しかしもしもほん今の納税者の實際から見て、全部の人が青色申告の適格者であるというわけには、なか／＼行かないと思ひます。これはやはりある程度以上の規模、それからある程度記帳などにつきまして若干の知識経験がなければ、こういう制度の消化はむずかしいと考へております。それにいたしましても、若干低いことは御指摘の

通りであります。そこで政府といたしましては、今申し上げました記帳がむずかしいという問題につきましては、できる限り實際の運用面におきまして、簡単な記帳方法を行ひまして、それを認めて行く。たとえば営業者につきましては、單式簿記の方法等によつて記帳している場合においても、これを認めて行くやうな趣旨に今後改善をはかつて参りたいと思ひます。それからもう一つは、現実に記帳しておる場合におきましても、いたずらに微細な欠陥を洗いまくるといふことは避けまして、できる限り記帳なり申告を尊重して行く、こういうやり方をとりまして、青色申告制度を育てるやうに努力して参りたい。それから現在の税法では、税の負担がかえつてふえはしないか。これはなか／＼問題でございます。これは全体に對しまして減税をやりまして、税の負担をできる限り合理化するという必要があると思ひますが、他面においてその点は納税者にもよく周知されまして、やはり当然ある所得は正しく申告してもらつたというこゝとで、納税者の一層の理解をはかりまして、こういう客観的なはつきりした基礎の上に立つた課税が行われるやうに、お互いに行こうじやないか、こういう啓蒙運動等も十分行ひまして、どうもかえつて負担がふえはしないかとやうな理由で、いたずらに逡巡しているやうな向きは、できるだけないやうに努力して参りたい、このように考へております。なお根本的にこの青色申告を出すことに對しては、特別のしんしやくをしたらどうかという向きもございます。たとえば實際の所得の一割か二割くらい、特別しんしやくしたらど

うかという議論もございまして、この問題は私もいろいろ検討してみただけでございますが、どうもこういう方法を認めますと、私どもたび／＼言つておりますやうに、源泉納税義務者の均衡の問題、それから税法をなすべくそういう恣意的な面を除きまして、税法できまつたところで客観的に査定をして行く。納税者も申告をしてみよう。こういう精神に相反するところがあつて、結果的には確かに人情論としてもつともな点もあるものでありますが、なか／＼そういうことをやるのは将来にがんを遺してはしないかと考へまして、そういうことを一律にやることは考へていないのでございまして。ただ経費の見方等につきまして、若干役所と納税者との見解の相違が出て来る場合がございまして、そのやうな場合にございましては、なるべく記録がはつきりしておる場合においては、営業者の必要経費を見る場合に、できる限り納税者の立場を考へて見てやるやうな方法を考へまして、むりがからないやうに努めて行く。そういういたしましたれば、この青色申告につきましても、今後さらに申請者の増加を見まして、運用ももう少し行くのじやないか、こう考へております。ただ實際上記帳しております状況を調べてみますと、やはり正確に記録しておられる方と、何が青色申告だといふので、ただ漫然と何か一部をつけておる人々があるやうです。この一部をつけておる人々に對しましては、極力指導いたしまして、完全な記帳になりますやうに努力しておりますが、なお不徹底な点もあるやうでございます。従つてこの問題は私も前に申し上げましたやうに、

やはりある程度漸進的に改善をはかつて行くといふやうに進まざるを得ぬのじやないか。今の段階ではそういう考へ方で、極力青色申告制度を伸ばす方向へ漸進的に進めて行く、こういう考へ方で着実に改善をはかつたらどうか、かやうに考へております。

○川島委員 これは全体的な話ではもちろんないのですが、今の局長のお話のやうに、青色申告の場合の記帳が非常にややこしい、煩雜なところもあるといふことでもあります。その煩雜なところへ完全な記帳をさせるということとは、こういう初期においては私は絶対むりだと思ふ。従つてやはり青色申告をする意思のある納税者に対して、できるだけその趣旨に沿つてやうな指導方法を講ずるといふことが、適切なことだと思ふのです。ところが私の聞いたところによると、青色申告をする意思がある納税者が、青色申告を持つて行くこと、わずかな事柄について税務署側で非常にめんどうなことを言ひ始めるのであります。そのためにせつかく納税者の方では、青色申告をするという誠意と意思があるにもかかわらず、第一線の税務官吏がめんどうなことを言うので、結局はやめてしまつてやうな事情のものが、かなりあるやうに聞いております。そういうこともやはり青色申告の予期に反した極端な不振の原因ではないか、こういうふうな私どもは見えておるのです。そこで今後この青色申告を存続するといふ確定的な方針が政府にあるとすれば、また青色申告はあつていいと私自身も考へておる。従つてこの青色申告の成績を予期に沿つてやうな形にするためには、税務職員が、申告をする納税者の誠意と意

思に即応するような態度を積極的にと
るという形ではなければ、私はこの青色
申告の成績はあがつて来ないというふ
うに考える。そういう事柄について、
政府は今後十分の留意を必要とするの
ではないか。同時にあわせて、青色申
告の場合の記載の方式について、もう
少し簡潔に常識的に書けるような簡略
な方式を考へるということも、私はき
わめて必要だと思ふのですが、それに
ついての所見を承つておきたいと思
ふ。

○平田政府委員 たいまの川島委員
の御意見、まことにこもつともござ
います。私もまた同様に感じ
ておるのでもございます。私は実
は税法の講演会等に行きました場合に
おいても、税務官吏がいやがつても出
せ。若干いやがるころがあるから、
政府としてはこのきめがあるのだとい
うことを逆に話しまして、指導し奨励
して参つたのでございます。やはり税
務官吏も青色申告に對しましては、帳
面の内部を相当こまかく調べて、どこ
間違つておるか指摘しないと、更に更
正決定ができません。こういうことにな
つておりました。税務官吏も勉強せざ
るを得ないように追い立てる制度だ、
こういうことを申し上げまして、極力
奨励をはかるように努めて参つておる
のでございますが、税務官庁も最初は
そういう点が若干頭にあつたと見えま
して、率直に申し上げまして、この制
度に対して冷淡なところもあつたよう
です。しかしその後中央の方針等もよ
く伝達いたしまして、ともかく課税の
お互いのトラブル——納税者にとつて
もえらい不当課税を受けるようなこと
がないように、また税務官庁としても

單純に認定で課税して、根拠のない不
当な課税だと非難を受けることがない
ようにするためには、何と申しまして
もこういう制度を助長して、それに基
いてお互いに確固たる基礎のもとに課
税を行うことが、最大の解決点だとい
うことを強調いたしておるわけござ
います。最近はこの点については、
よほど徹底がはかられておると思ふの
でございす。しかし今御指摘のよう
に、まづたぐいともな点でござい
ますので、中央といたしましてはお話
の趣旨の通り、今後さらに一層徹底を
はかるようにいたしたいと考えておる
次第でございす。

なお様式等につきましても、省令で
きめておりますが、各種の業種につ
いて一括して規定されておりました、
農業と営業だけはわけをございす
が、営業の中に一括して規定してあり
ます。そこで各個別的に、ある小さな
八百屋さんなら八百屋さんを例にとつ
てみますと、あの中にこまかい省略で
きる部分があるわけでありまして、そ
の辺のところを規定上どういふふう
にくふうするか、これが一つあります
と、もう一つは実際の指導にあたりま
して、たとえば小間物屋さんならどう
いうような記載をすればよい、八百屋
さんならどの程度でいい、工場だつた
らこの程度の記載をしてもいい、
こういうふうな個別的に記載の程度、
様式等につきましても、役所側におき
ましてもおおよそ研究いたしまして、
実情に即するような指導をして参りた
い。そうしますと、よほどいかにも煩
瑣な、めんどうくさい、むずかしいと
いつたようなことなしに、そういう空
気に巻き込まれまして、記載をいやが

るといふようなことは漸次少くなつ
て、うまく勵行をはかることができる
のじやないか、このように考えてあり
ます。そういう点につきましても、な
お一層改善をはかりまして、この制度
を何とかして育て上げるように努力い
たしたいと考えております。

○川島委員 青色申告の話が出ました
ので、ついでに承つておきたいのです
が、予定申告の状況、そしてこの予定
申告によつて総括された課税所得
総額と、政府の予期しておりました課
税所得額との開きも、相当大きいよう
に開いておられます。その事情はどう
いふふうになつてゐるか。もし局長の
手元にお示しを願ひたいと思ひます。
○平田政府委員 申告所得税につ
いては、前に農林委員にお答えしまし
たように、二十五年年度の当初予算は、
二十三年年度の当初決定額をもととし
て、それから生産、物価等の指数を
乗じまして、実は算定いたしましたので
ございす。ところでこの予定申告に
は、この間も申し上げましたように、
二十四年度の課税実績をもとにしまし
て、それに基く所得金額が予定申告の
基礎になつてゐるわけでございます。
つまり前年実績というものは、大体に
いて二十四年度の課税の基礎になつた
ところの所得金額をもとにしてゐる。
しこうして六月十五日の現在にいたし
ておりますので、若干の例外はありま
すが、大部分はそれ、審査が出た場
合におきましては、訂正したあとのも
のを基礎にしてゐる。具体的に申し上げ
ますと、当初決定は千九百億の税額
の決定になつておりますが、六月末ご
ろの審査の後における数字は、千七百

億ぐらいの数字になつておつたので
ございす。それをもとにした所得金額
をもとにして、予定申告をしてゐるわ
けでございす。今度の見込みは、直
しました後の二十四年度の課税実績を
もとにして出て来ました予定申告の結
果、それに対して、米価の引上げ
あるいは生産増加等に基いて、それぞ
れ増加指数を適用しまして、本年度の
見込額を出してゐるわけでありす。
従いまして二十四年度の課税実績をも
とにした予定申告をやつておられます
で、これは新税法を適用して出て来た
正しい税額に近いものだと思つてお
ります。問題は、農業所得について一割
七分の増を見てゐる。これは予算の説
明というもので資料を出してあります
ので、これを御検討願ひたいと思ひま
す。これは主として米価が二割以上上
つておられます。果実、野菜等はそれほ
ど上つておりませんので、ウェイトを
つけて検討いたしました結果、一七%
程度の増を見てゐる。それから
農業所得につきましても、主として
生産の増加であります。生産の増加は
一五%程度、それから物価も若干上る
ようございす。これはほとんど
前年度とかわりません。それから営業
所得につきましても、御非難が多いの
で、個別調査を勵行いたしまして、極
力納税者の所得を把握することに努め
ておりますが、大体税の負担も相当輕
くなりまして、それから税務官庁の
能率も漸次上つておりますので、八%
程度ふえる。これを見込みまして、二
割五分の増加を所得において見てお
るわけでありす。これはもちろん平均
でございまして、個別に農業の場合
においてふえないところもあるし、あ

るいはもつとふえるところもある。營
業者の場合においても、倍ぐらにな
る人も中にはあるし、あるいは減る人
も中にはいるだらうと思ひますが、總
体としましてこの程度の増を見込みま
すことは、現況から見ても妥当である。
それで所得金額を計算いたしますと、
これも予算にございすように、それ
ぞれ所得税額が相当ふえることになり
ます。所得税額はこの前申し上げまし
たように、所得金額が二割ふえま
す。控除の關係とか累進税率の關係
で、所得税額はもつとふえる。大体予
定申告で出て来ております。税額は七
百億強でございす。私も今
の方法で計算しました確定申告で出て
来るだらうと思つておられます金額
が、千七百七十億でございす。これは今
の状況から見ますと、私どもとしまし
ては、おそらく正しいところだと思
つておるのでもございす。ただ実際の運
用上は、予定申告は今年の所得額であ
るとするならば、所得がもつとふえ
るために、こんな税金になるのかとい
う感じを、この一月の間に納税者は持
たれるのではないか。それが農業所得
の場合には著しいのであります。農業
所得は一割ふえますと、基礎控除、扶
養控除で總所得金額から大部分控除し
ておりますために、課税所得金額とい
うものはわずかにある。ところが所得
金額は總所得金額に對して増でござい
ますから、課税所得金額は相当ふえる
わけでございます。そうすると税額も
ふえるといふことになると、その辺の
ところをよく説明し、指導することに
努力なければならぬと思ひますが、大
体今のような状況で推移いたします

ば、税収入としましては、この程度を期待するの妥当ではないか、かように考へておりました、その辺のところは二月に現実に納税者から声をお聞きになる場合におきまして、おそらく実際問題としてそういう声が出て来るだろうというのを、この機会にさらに重ねて申し上げて、御参考にいじたいと考へるのであります。

○川島委員 実は私の今お尋ねしたのは、そういう事柄の御説明も期待はいじしたのですが、そのことではなくて、今年度の申告納税者が申告をした際の納税額と、政府の見込額との間に相当の懸隔があつた。その状況をこの機会に参考のために一応聞きたいと思ひまして、お尋ねをしたのであります。その資料があればお示しを願ひたい。もしなければ、後刻でもよろしい。

○平田政府委員 どういうお尋ねでございますか。予定申告で出て来る納税額が七百億、それに対して今度のそれで出て来た同じ所得金額をもとにして、今申しましたように農業は一割七分、営業は二割五分、平均して二割一分程度の増を見て税額を計算すると、千百七十億でしたか九十億になるといふことでございまして、千百七十億というのが実は確定申告で期待したい、出て来るだろうと見積つておる額ということになるのでございまして。

○川島委員 それでわかりました。次にお尋ねしておきたいのは、やはりこれも先般税制改正で決定いたしました協議団の制度、この協議団の制度自体に對しましては、私もはちやとその構成の仕方に異議があるのですが、いづれにいたしましても協議団は設置

をされたものと見ております。その協議団の設置されました以後、まだ幾ばくも経過しておりませんから、実際の協議団のよしあしというもののについては、統計的にはまだよくつかめておらないと想像はいたしておりますが、協議団の発足以来の状況は一体どういふふうになつておるか。協議団といふものが、協議団設置の趣旨に沿つた本格的な活用がされておるかどうか。そういう事柄についてあがつておる資料が、ありますれば承つておきたい。

○平田政府委員 協議団は御承知の通りことしの大体六月でございまして、か、発足いたしましたわけでございます。それでそれ、各府県ごとに原則として一箇所、さらに大きな府県につきましては、たとえば長野県とか福岡県、新潟県等につきましては、二箇所程度の協議団の出張所と申しますか、協議団の分駐所を設けて、そこで協議機関としての仕事を遂行して行くというところで、動いて来ておるわけでございます。そうしまして協議団のほんとうに動きまゐるのは、法律上は二十五年分以降の所得税と、それから二十五年四月以後に決定しました法人税等に対しまして異議の処理を担当するわけでありまして、前申し上げておりました通り、税務署に對しましてまず再調査の請求をやる。税務署長が三月以内に解決しなかつたならば、約税者は当然協議団に持ち込める。それ以内におきまして、却下されたりあるいは決定に不服があれば協議団に持ち込める、こういう組織になつておりますので、実際に活動するのは若干遅れて参るということになります、本年の九

月三十日現在におきましては、所得税につきまして引受けた件数が千八百十六件、法人税については二十件、その他が三件、合せて千八百三十九件となつております。それから所得税につきましては、全部納税者の主張を入れたまゝで取消しましたのが十一件、それから一部取消したのは、つまり減額処理にしましたのが五百三十一件、それから却下しましたのが二百三十七件、合せて七百七十九件を処理いたしております。九月三十日現在で処理未済のものが約千件ございまして、これはその後最近までに二箇月たつておりますので、おそらくまた相当進捗しておりますと思ひますが、九月三十日現在ではそのよう状況でございます。今後法人の方も相当ふえましようし、またことしに年度の更正決定と申しますようか、それに対して協議団がもつと活躍するように指導して参りたい。協議団につきましても、私は当初決定しました税務署なり担当官だけの立場を、あまり考慮し過ぎるようなことのないように、むしろ納税者の実態をよく聞いて、納税者の声に大いに耳を傾けるというふうな考へで、しかも公正に裁こうというところで、運用をはかつて行くようにということで、繰返しの勧めをおるわけでありまして、私はさらに来年度あたりは、相当協議機関が活発に動いて来るのではないかと、このように考へております。

○川島委員 そこで繰返したいのですが、協議団の設置そのものに、われわれは異議をさしはさむものではないのです。またこういう式のものがある方が、ないよりはよろしいと考へておる一人であります。そこで前回は、この協議団をせつかくつくるならば、やはり民間の農民団体、あるいは営業者の民主的な団体の代表をも中に加えて、そういう協議団を構成し、協議団本来の趣旨を適切な形で發揮するといふことの方が、きわめて望ましいのではないかと今日でも私は信じておるものであります。そこでこの事柄について重ねてお尋ねすることはどうかと思ひます。その中で、この協議団のせつかくの設置を見たのでありますから、明年度あたりでも決しておそれないと思ひますが、当局はそういう民間側のしかるべき代表者を加えて、そうして協議団の構成をもつと民主的にする、こういう意思があるものかないものか。今のままでは、やはり一種の官僚的なものの協議団ができるというところに近いものになつてしまつて、せつかくの民間からの異議の申立てや何かに対する処理というものが、やはり処理される方が、同じ納税者にしても、その度合いが違つて来るのではないかと。民間からその中に若干でも出ておつて、そして処理されたことになりますれば、納税者の方といいたしましても、納得する度合いというものが大いに違つて来るという形になることとが、多いのではないかと、いろいろに私どもは考へるものであります。当局としてはその点についてどういふふうに考へられているか、それをひとつ御答弁していただきたいと思います。

○平田政府委員 今回の問題は、協議団の制度を創設する際におきまして、大分いろいろ御意見を承りました。こちらの意見も申し上げた通りでございます。今の段階におきまして、まだいづれに今組織でできるだけ運用を

はかつて行きて、そのあとで成績次第では、場合によつては考へた方がいいと思ひますけれども、建前としては、やはり税務は責任の所在を明らかにして、責任のある者が税法に照して事実を的確に調べると同時に、それに基いて税法を正しく解釈し適用して行く、そういう点に非常に力を置いておるわけでございます。そういう点から申しますと、やはり責任のある官吏をしてこういう問題を扱わしめた方がいいのではないかと、こういうふうには実はシャープ警告の去年の根本精神にかんがみて、実行いたしておるわけでありまして、しこうして、その協議団に不服があれば、さらに裁判所に行く。あくまでもそういう法律的なきちんとした制度のもとで運用されて行くのが、ほんとうの徹底した意味の民主的な組織である。民間の委員を入れて、そして何となくさばいてもらつたり、あるいは責任の爲めのために、委員会にうまくまとめもらつたりするようなことは、どうも本筋ではあるまいといつたやうな、実は基本的な考へ方になつておるわけでございます。しかしそれはそれでございまして、なされるべく民間の知識経験のある人を任用することにごもつとでございます。御質疑まことに協議団の中には、新たに相当な経験のある人を採用いたしました。そういう諸君に對しましてさらに講習、訓練等も行いまして、そして民間の知識経験を持ち、かつ税のことよくわかつてもらつて公平にさばいてもらふ。しかもそれはちゃんとした協議官という責任の

ある一つの官吏といまして、問題の解決をはかる、こういう趣旨で今のところ運用して行くことになつておるのでございます。よく同じ役人なら同じ穴のむじなではないかという議論がありますが、役所でも、御承知の通り大蔵省と農林省は相当対立した意見を、場合によつては述べることもございます。大蔵省中におきましても、主税局と銀行局とは、相当違つた見解を持つ場合があるようなことでわかるように、責任をはつきりいたしまして、その職責を明らかにして——立場が違ひますと、また私は非常に妙味が出て来ると思ひます。私はこの協議官と、最初調査した税務官吏と、いたづらなけんかをしたいかぬと言つておりまゝですが、ある程度対立して堂々とやり合ひの結果が生れるのだというふうに、むしろその方を反対に、助長しておるような言動ばかり言つておるのでございますが、やはり立場が違ひますと、それぞれ相当考へるのでございます。部課にしましても、御承知の通り徴収係の者の言ふことと、賦課係の言ふことと大分違ふこともあることは、川島委員も御存じの通りかと思ひますが、こういう特別な官を設けまして責任を明らかにして、職責を十分認識せしめてやりますと、私はおのずからいい効果が生れるのではないかというふうに感じてゐるわけでございます。これは今後の運用に待たなくてはならぬかと思ひます。運用で極力努め、その上でどうにもうまく行かないという場合は、また川島委員のお話のような点も十分考へまして、再検討する必要があるかと思ひますが、現在のところは、

一応そういうことでいまして、勉強させていただきますように、お願いしたいと思ひます。○川島委員 私はどうも局長の考え方は違ふと思ひます。いづれそういうことはなるのではないかと思ひますが、これ以上にはわたることは議論になりますから、これはやめておきます。次にお尋ねしたいことは、これはこの間も私もよく触れて強く希望的に申し上げたのですが、ことにシヤウブ勧告にもあつたと思ひますが、更正決定がきまつた後における額、これは割合に大きな額になるので、これを分割拂ひにするようなことは、非常に考慮に値するといふことも、シヤウブ勧告にもあつたと思ひます。實際上の問題としても、これは非常に必要だと思ひます。そこで全般的に、何とかの申告納税者の分割拂ひといふものを、何か法律的な立場を明らかにして、そして納税のしやすい方法をとることが、租税収入を得る非常な近道であります。ことにこの間からも繰返されておるような事柄もいろいろの事情もありますが、納税の仕方について、やはり納税者の立場に立つた形といふものが今つくられておらない、こういう点も、非常に大きな阻害の原因になつておると思ひます。せつかくシヤウブ勧告にもあつたわけであるので、ことに更正決定後における額のまゝとつた納税額については、明確にひとつ分割拂ひができるのだといふ、こういう方針をもう政府が明らかにしていいやないか。少くとも明年度あたりから、これを実施に移すという

くらない、積極的な意向を打出してしるべきだと思ひますが、その点はどんなものでございましょうか。この機会に伺つておきたいと思ひます。○平田政府委員 今の問題につきまして、先般もお答えしたのでございませうが、分割拂ひの法制上の問題——實際問題としては、今川島委員のお話の通り、どうしてもやはり一度に納めることが困難だろうといふ者について、誓約書等を入れさせまして分割拂ひを認めております。そうしましてその間差押えも場合によつては猶予する。あるいは公売処分はあつたわけにすると、いろいろなことは、運用上はいたしておるのであります。法制的な問題になつて来ますと、利子税を設けるか設けないかといふ問題、それから延滞加算税をとるか、とらないかといふ問題、結局この二つの問題になつて来るのではないかと思ひます。利子税はあらゆる場合——相續税でもつては徴収することにいたしております。この方を軽減して行きますと、つまりまじめに納めた者との負担の不均衡を来しはしないか。従つていかなる場合においても軽減することは不適当である。加算税の問題になつて来ますと、若干ペナルティ的な要素がございますので、分割拂ひを認めました場合においてどうするか、これは若干検討の余地があるかと思ひます。このういふ問題は、いま少し検討しまして、いづれ通常国会には、検討の結果を御説明のできるようにしたいと思ひます。よりよいお大事なこととは、平素から納税資金をたくわえてもらつて、つまり納

税準備預金といふようなことを活用して、それから納税貯蓄組合というように、その助長をはかりまして、平素から資金を蓄積していただいてもよろしい。そのためには、ついでとも資金不足の設備資金にまわしてしまつたり、あるいは生活費に使つてしまつたりというのが、税金の納まりの悪い最大の理由のようでございます。それから、何とかして平素から納税貯蓄等を通じて、貯蓄しておいて一生懸命になりたいと思ひます。その次でございませうが、そういう問題とあわせて関連しまして、今の問題についてはよく検討しまして、この次の国会までに結論的な説明ができるようにいたしたいと思ひます。○川島委員 私はその場合に、納税金額の低額のものとは別として、相当な額に達しているものに対する利子程度はこれを考へてもいい。しかし加算税などはなか／＼ばかにならぬ。實際の面において税務署では分割的なものを認めて運用上はやつておることも多いので、それも私は知つておるのです。それをやつてもやはり利子もたらされる。加算税はかかつて来ておる。この加算税がばかにならぬといふことになつておるので、納税者にとつては非常に重く、それが重く負担の上に、重きを加えておるということになつておるわけですね。そういう事柄でありますので、そういう問題をこの際強く積極的に政府は考へて、明年度あたりから何とか具体的に打出して行くべきではないか、こういうふうに思つておるわけでありませう。今お話の出した、平素営業者が納税準備金を蓄積すればいい

じやないか、それはそう言われればそれまでの話ですが、何にしても今日のような金詰まりで、営業者にはなかなか運転資金にも忙しいようなありさまのものが、ことに中小企業には多い。とても納税準備金までも、別な費目としてとつておくといふことの余裕のないものが多い、こういうことでありますので、一層そういうことが考えられるわけですね。かりにまた、今局長から出ました納税貯蓄には税金をかけた、あるいは納税組合などを奨励したい。これも私は一つの方法として、つこうだと思つておる。かりに納税組合ができて、集団的に、納税義務者が税を完納するような方法を積極的にとるような場合に対しまして、昔あつたのではなかつたかと思つて、昔あつたのが、政府はこれに対して一種の奨励金といひますか、何かそういうたものを出す、こういうたことも納税組合の設立を奨励する一つの手段にもなり、それがやがて徴収の成績を上げる一つのことにもなるのではないか、こういうふうに思ひます。その話が、出ましたからついでに承つておくのですが、何か政府は納税組合に対する積極的な手を打つといふことを考へてゐるかどうか。○平田政府委員 納税組合につきましては、戦前は非常に発達したのでありますが、戦後どうも少し賦課の方面に立ち入り過ぎはしないかという懸念があらしたのが、補助金等も支出してしまつたのであります。その結果非常に納税組合もこれに立ち入ること、は今後嚴重に禁止する規定を設けて、

ほんとうに税金を納めるための資金を蓄積する。それを管理しまして、所定の期間に納税者にかわりまして税金を納めるというような組織は、認めてもいいじやないかと考えておりました。今度の通常国会にはそういう制度を法制化することも考えてみたい。それに関連しまして、納税組合の扱った税金について軽減することはむずかしいと思ひますが、事務費の一部でも奨励的に補助するというような方法につきましては、目下若干予算措置等につきまして検討中であります。これらの点を極力考えまして、零細な納税者が少しでも納税しやすいような道を開きたい、かように考えております。

○川島委員 今の事柄は私はぜひ早急に実施に移して行くべきだといふ考え方を持っておりますので、ぜひとも局長の言明通り明年度には考えてもらいたいと思ひます。

それからついでに承つておくのですが、最近私はこういうことを聞くのです。税務署の更正決定などに対して、協議団などに訴を起すといふ、いきなり訴訟を起す。訴訟を起すと必ず勝つ。こういう事柄が盛んに流布されておる。そんなことも影響して、ずいぶん訴訟も起つておるらしい。その訴訟を起された場合に税務署、いわゆる政府側が負けておることが多いのであります。そういう訴訟の事柄について何かお手元に資料でもありましたら、この際聞かしてほしいのであります。大分そういうことが流布されておりました。それじやひとつ訴訟を始めようというふうなこと、あちらこちらでそんなことを私語しておる人も私の耳には入つておるので、この際聞かしてもらいた

ておるので、この際聞かしてもらいた

○平田政府委員 訴訟の資料を手元に持ち合してないものであります。訴訟は、税務署が決定しましたものにつきて、再調査協議機関の協議の手続きを経て、審査決定を経た上でできることになっております。また、必ずしも一定期間たちますと訴訟ができる、こういう制度になつております。もちろん決定で却下されて、その審査の結果に不服ならば訴訟ができるわけでありまして、ただそういう手続を経ておりますと、納税者に回復すべからざる損害を及ぼすおそれがあるときは、すぐ訴訟ができるのであります。その他の場合は原則として今のような手続を経て、訴訟に入るといふことに相なつておるのでございます。しかし、私どもはこの訴訟につきまして決してエツクするつもりはない。むしろ税務官庁の事実の調査や、あるいは解釈に対して不服があるときは、合理的な主張によつて訴訟をやつてもらつてもいいじやないか。むしろ将来におきましてはほんとうに技術的な、ほんとうの意味の合理的な訴訟がふえて来ます。これは、当然の趨勢であります。またそれが裁判所ではつきりきまつて、納得すべく納めて行くといふことになりまふことについては、私も少しもいふべきじやない、かように考えております。ただ、ただいまお話のように、訴訟に持つて行きさえすれば税務署は常に負けるということは、必ずしもそういうふうにはならないだらう。役所側におきましてもできるだけ事実を調べまして、訴訟に負けないように

努力すると思ひますし、また訴訟に持つて行けば当然負けそうなるような事実がはつきりしている場合には、これはもちろん審査等で直して行くといふことになりまふので、いたずらに訴訟戦術で問題を解決するといふようなことは、好ましくない傾向ではないと思ひます。しかし見解の差、あるいはどうしてても不服がありまして、訴訟で問題を解決しようといふことになりまして、これはむしろ事柄の合理的な解決をはかるゆえんじやないか。ただ全部が集团的に訴訟をはかるような例があるようでありまして、こういうのはどうもあまり今の建前からいふと、私ども感心しないような感じがいたします。あくまで各個人が自己の所得の認定その他につきまして、あるいは税法の解釈等につきまして不服があつて、裁判所できめてもらうといふことでございまして、これはいいことである。でも何でもありません。むしろそういうふうにして解決をはかるのが民主的な解決の方法じやないか、かように考えておる次第であります。

○川島委員 これは埼玉県ですが、浦和税務署あたりでは、管内の訴訟事件では大体政府側が負けているらしい。これは事実であります。おそらくそれだけ税務署の決定が合理的でなかつたといふことの一つの証拠ではないか。従つてそういうことによつて訴訟戦術が一層増加されるおそれもあるのじやないかとさへ、私は思つておるのであります。そこで本論は、そういう訴訟を起されても政府が負けないような形で、やはり国民に親切な、そして適切な合理的な査定決定をするという事柄が、きわめて必要だといふ意味で、私はそれを言つておるわけでありまして、どうぞそういうことにしてもらいた

○平田政府委員 御趣旨まことにござつともあります。今のお話の点は、今日の税務の一番の問題点をついたお話を承つておりました。私もまた同じような趣旨からして、どうすれば打開できるかといふことに、実は非常に苦心いたしておるわけでありまして。申しますのは、戦争中なれていく税務官は、動員あるいは他に転職等の関係で大分少くなり、そして戦後新たに納税者等の増加に伴ひまして、職員を相当増加したのであります。戦後遺骸ながら戦後のインフレの最中でありまして、待遇は思うようにできまじやない、勢い若い者ばかりを採用せざるを得なかつた。そして相当経験のある者をいい待遇で採用するといふことが、事実上不可能に近い状態で、昭和二十一年、二、三年ごろまで推移いたして参つたのであります。当時私どもはできるだけ新規に採用する者を、せめて高等専門学校卒業以上の者を、なるべくよく採用しようという方針でいたしたのであります。どうも思うやうに参りませんが、事実大部分が中等

学校出くらの若い者を採用せざるを得なくなりまして、この連中がいつも税務の実際の仕事の大部分を担当しておることからしまして、まづたくお話を通りの欠陥が出て来ておる。この問題をいかにして解決するかということに、私どもは一番頭を悩ましております。しからは今お話を伺まして、その方法としまして年配の者が納税前線に出る者といふと、数が非常に限定されておりました。課長、係長あるいは署長次席といふところになりました。それ以下はみな二十五、六歳あるいはそれ以下といふのが、遺憾ながら今の税務職員の実情でございます。しかし役所の内部におきましては、それにもかかわらずできるだけ窓口には少くとも係長、課長等が出て納税者に応待するようにといふことを言つておるのであります。その連中が外部に出て直接納税者の調査をするといふことは、とうてい仕事はまわりかねるやうなところ、実は苦しいところがあるわけでございます。しかし最近には官吏の待遇も大分よくなりましたし、それから特別なくふうも考えられまして、今年にはたしか専門学校以上を出て、年齢も三十歳前後の者を千名近く試験をやりました。実は採用いたしておりました。こういう諸君がしかも相当勉強しておりました。私はその中からは相当優秀な税務官吏が出て来るのではないかと期待しておりますが、年齢層の断層をどうしてうまく補充してやつて行くかといふことは、非常に苦心いたしておる次第でございます。それと、最近まではほとんど若くて経験のない諸君が多かつたのですが、やはり前から申し上げておりますように、二年

の経験と三年の経験では、実はほとんど能力も違つて参ります。それに試験、訓練等を十分行ひ、また成績のいい者を抜擢するといふことや、待遇等も重要な仕事をやる者に対しては、それぞれ相當な待遇を與えるといふ方向に持つて行きます。こししばらくたてば相當よくなるのではないかと、このことを期待し、極力そういう方向に向つて進んで行くうちに、目下懸命の努力をいたしておるのであります。お話をまたにもつともなところでございまして、その点御趣旨に即するように、政府としましてできるだけ努力して参りたいと思ひます。

○富田委員 これは前にも一度お伺ひしたことがあるので関連した問題ですが、一人大工だとか一人左官だとかいふような人々が労働組合に入りながら、しかも源泉徴収はできないで、所得税によつてとられておるのであります。これが所得税をとられずと、当然に地方税を負担しなければならぬので、対策として事業協同組合なるものををつくつて、この対策を考えておるやうであります。税務署ではこれは脱税組合だからいかぬといつて、はねつけておる場所も相當あるやうに聞いております。こういうやうな業者は、ほんとうに勤労者の月給よりも少い方が相當あるやうですが、この点につきまして事業協同組合に入りまして、仕事をやつておる場合には、組合で源泉徴収をしまして納める場合は、一般の勤労者と同様に取扱つてよいのではないかと。地方税の負担も非常に大きいのでありますから、この事業協同組合に入つた場合には、源泉徴収をして、そして税の公平を期していただ

るかどうかといふことについて、局長の御意見を伺いたしたいと思います。○平田政府委員 今の問題は解釈上なか／＼むづかしい問題でございますが、現在雇用契約に基きまして、いわゆる賃金、給与として支拂われるものを勤労所得、給与所得といたしてあります。自分が独立して仕事をやりまして、自己の危険、自己の責任において一定の仕事をお願いし、それによつて得た収入といふものは、やはり一種の事業所得と見ておられて、勤労所得、給与所得と実をわけたわけではあります。それはそれといたしまして、より解雇の基準がございませんで、それ以外にいい道はないのじやないかと考えておる次第であります。たとえ大工なりあるいは漁師の場合でも問題になるのですが、これはやはり今申し上げました基準で、給与所得なりや事業所得なりやを区分しまして、それぞれ課税するといふことにいたしております。さうして自分が雇用されないので、自分で仕事をしておる収入を得て、それを一旦組合に持ち込んで、組合で源泉徴収をするといふことは、これはどうもやはり一種の納税組合みたいなものになるのでございまして、組合から給与を受取つておるということにはなか／＼どうもむづかしい。企業組合のような組織がございまして、組合自体が一つの企業の経営主になり、組合員は企業組合の役員または職員といたしまして給与所得を受ける、こういう関係になりますればお話のような通りになるのでございまして、さういふ関係に至らない程度の組織でございまして、これはなか／＼富田委員のお話のようになるやうな解釈を下すのは、ど

うも少しむづかしいというのが現状でございます。しかも企業組合をはつきり結成しまして、ほんとうに企業組合が自己の責任において事業を運営し、その役員職員といたしまして組合員が業務に従事して、それから普通の給与所得者と同じやうな条件で、給与所得を受けておるといふ場合には、これはやはり私も給与所得として見るといふ解釈を下すことにしております。実際上なか／＼運用の限界におきまして、むづかしい点があるやうでございますが、大体的に建前といたしましては、かような考え方で行くよりほかはないのじやないかと考えております。○富田委員 実際において企業協同組合をつくつて税務署へ参りますと、それは脱税組合であるからいかぬと言つて、全然認めてくれないところが大分あるやうであります。今後主税局でもこういう問題を御指導願ひしまして、零細なる勤労者の生活安定のために、これはぜひ認めてあげてほしいという希望を申し上げておきます。さらに企業再建整備法によりまして、昨年の夏以来どん／＼進行して参りまして、今また合休された会社が分散しまして、A会社、B会社にわかれておるやうであります。ところが企業再建整備法による会社で、相当大口の脱税をしておる場合がございまして、これは民事上の事件であれば、債権者取消しといふことでこれを処理できますが、この場合にA会社がB会社になつた場合に、さういふ第二会社に対しては、法律の規定からいつても税金をとれないのじやないかと思ひます。そこでこの親会社に対する税、あるいは公判に行つて脱税が

確定した場合の税の負擔ですが、第二会社が負担するといふ趣旨であれば、滞納者として認めて行かれますが、全然さういふことを認めて行かない場合に、判決を受けたあとの税の責任といふものはいづれに帰するものでございませうか。○平田政府委員 普通の場合でありますと、合併の場合でありましたら、合併後存続する法人が納税義務を承継する規定がございまして、もし富田委員のお尋ねが、この前の国会でお尋ねになりましたことと同じことではあります。この前の国会でお尋ねいたしましたように、第二会社は責任を負わない場合がございまして、それは別に見解をその後かえておりません。○富田委員 そうすると、第二会社は責任を負わないといふことですか。○平田政府委員 何かあの當時調べて詳しくお答えしたかと思ひますが、原則として責任を負わないことになつていたと思ひます。なおその点法律問題で、ちよつとあとに影響しますもので、前国会の際にお答えいたしましたことと同じであるといふことを申し上げまして、速記録に残つておると思ひます。で、それに基きまして御了承願ひたいと思ひます。あのとき相當調べましておいたと記憶しております。

○富田委員 あとこまかい点が二、三点ありますが、先ほど川島委員から質問されました青色申告の問題ですが、現在の小さな業者は大体もう伝票も備えておかない関係上、認定されるのが当然だと思ひますが、この認定されるということにつきましては、税の過剰から皆さんが訴訟をやつたりいろ／＼紛争を起すやうであります。青色申告

について、先ほど局長のお話は具体的
のことにいろいろ指導する、こ
ういう御意見であります、これは支
出伝票と収入伝票があつて、この伝票
の処理が帳簿の上で合理的にされてお
るなら、それを青色申告と同様に取扱
つていいのじやないかという考えです
が、この点についてお伺いしたい。

○平田政府委員 さつきちよつと申し
上げました営業等につきましては、
業態によつて單式簿記と申しますか、
小売業等につきましては大抵單式簿記
程度でいいのじやないかと思ひます
が、そういう方法を認めて行くように
今後いたしたい。ただ業態によりまし
ていろいろ帳簿の程度が違ひますの
で、全部を法令で盡すことは困難だ
と思ひますから、具体的に業者の団体等
と相談しまして、程度等については実
情に即するようにして参りたい。伝票
さえあればそれを常に青色申告者と認
定して行くということにも参らないと
思ひますが、その辺の程度はよく實際
に應じまして妥當を期するようにいた
したいと思ひます。

○宮腰委員 私の質問は川島委員の補
充的な質問になるようであります、
先ほど納税組合のお話がありました
が、納税郵便貯金のようなものをこし
らえまして、郵便配達手が月に二回な
り三回なり集金にまわるような方法
で、非常に合理的に行くようです。し
かしそういう場合において、大蔵省か
ら郵便配達手に対して何かしかなる手
当を支給するならば、郵便配達手も喜んで
集金にまわるのじやないかと思ひます
が、そういうお考えはどうでしょう
か。

○平田政府委員 納税貯蓄組合の普及
奨励ということにつきましては、い
ろ今後とも研究して参りたいと思ひま
すが、組合に若干の補助金を出すこと
は考えられるのであります、郵便配
達手にすぐ今お話のようなことで行
きますかどうか。もう少し研究しまし
た上で適當な結論を下してみたいと思
ひます。

○宮腰委員 減額承認制が法律に規定
されておりましたが、これは一定の期日
までに申告しなければ、もうその人は
資格がないんだということになるので
あります、實際承認申請を忘れてい
る人もあります。また昨年よりもずつ
と少い税を納めるだけの所得しかとら
ない方があると思ひますので、この減
額承認申請という規定は削除した方
が、かえつて効果的のじやないかと思
ひますが、いかがでありますか。

○平田政府委員 この問題は今日も大
分御趣旨を申し上げまして、予定申告
はあまりお互いに入らないでやつ
て行こう、こういうのが前年実績をも
とにした最大の精神でございます、ま
す。前年その申告をしておけば、税務
署からの仮更正も受けない。法律でで
きない。反対に減額につきましては、
相当見解の差があつて、こまかく何で
もかでも調へ上げなければ、どつち
なるかわからぬというやうなきわどい
ものにつきましては、まず前年度で一
応しんぼうしてもらひまして、翌年確
定申告の際に全部正確にやつて行く
というの、かえつて予定申告として
いんじやないか。こういう建前ででき
ておりますので、その辺のところから
一つ御判断願つたらいかかと考え

る次第であります。

○夏堀委員 一昨日本委員会に予
備審査のため付託になりました未復員
者給與法の一部を改正する法律案を議
題といたしまして、まず提案者より提
案趣旨の説明を求めます。内村君。

未復員者給與法の一部を改正する法
律案

未復員者給與法(昭和二十二年法律
第百八十二号)の一部を次のように改
正する。

第三條第一項中「三百円」を「千円」に
改める。

第八條第一項中「千七百円」を「二千
二百円」に、「千五百円」を「三千円」に
改める。

第八條の三第一項中「千五百円」を
「三千円」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年一月一日
から施行し、第八條第一項の改正規定
は、この法律施行前に未復員者が死亡
した場合であつても、その遺骨の引取
がこの法律施行後に行われるものに関
して、適用する。

○内村参議院在外同胞引揚問題に關す
る特別委員 未復員者給與法の一部
を改正する法律案の発議者の一人であ
ります参議院の在外同胞引揚特別委員
会の委員長の内村でございます。いま
す。ただいま議題となりました未復員
者給與法の一部を改正する法律案につ
きまして簡単に御説明いたします。

未復員者給與法は、未復員者を対象
といたしまして必要なる給與を行ひ得

ますように、昭和二十二年の十二月に
制定公布せられたものでございます。
その後主として経済事情の変化に應ず
るために、六回の改正を経て現在に及
んだのでございます。この六回の改正
のうち、五回は参議院がイニシア
チーブをとりまして、議員提案の法律
案として提出いたしました。成立公布
せられた経緯を有する法律でござ
います。今回また前例の通り、本院か
ら議員提出の法律案といたしまして提
出した次第でございます。

未復員者給與法の制定いたしました
ところによりまして、未復員者に対す
る俸給、その扶養親族に対する扶養手
当、引揚げ時における必要な旅費、遺
骨埋葬費、遺骨の引取費、復員した患
者に対する療養費、以上の六種類の給
與を行うようになっておるのでありま
す。在外同胞引揚問題に關する特別委
員会におきましては、第八国会及びそ
の後の休会中における審議並びに実施
調査によりまして得ました結果、今回
の改正におきましては未復員者の俸
給、遺骨埋葬費及び遺骨引取費の三
点につきまして、未復員者給與法を改
正して、現在の事態に即応するように
いずれも増額することが最も緊要、適
切であるとの結論に到達いたしまし
て、本改正法律案を提出するに至つた
のであります。

改正の第一点であります、未復員
者の俸給は、現行法におきまして月額
わずか三百円となつておるのであり
まして、終戦後五箇年を海外に過しつ
つあります未復員者に対する俸給とい
はしましては、まことに問題ならぬ
少額であります。一般公務員と完全に
同一視するわけには参らぬといはしま

しても、六千三百円ペースからさらに
今回増額せられようとしておりますと
きにございまして、この俸給と比較いた
しましたら、実に雲泥の相違と申
さねばならないのであります。かよう
な観点から、財源等も勘案いたしまし
て、本改正案の通りに月額千円という
ことにいたしましたのであります。

次に遺骨埋葬費は現在一柱について
千五百円となつておるのでありまし
て、これは俗に申します葬式代であり
ますが、千五百円では、いかなる僻地
におきまして、どういふ葬儀を営む
費用を償ふわけには参りません。この
ために遺族の中には、あえて遺骨の引
取りを行わぬという向きもあるとい
うやうな実情にありまします。これ
を三千円に改めたいというのが改案
の趣旨であります。なお遺族が遺骨を
引取るための旅費といたしまして、現
行は千七百円と相なつておりますが、
これを二千二百円に改正しようといは
しますことは、先般行われました公務
員の出張旅費規定の改正と、その趣旨
を同一にいたしておるのであります。

今回の改正は以上の三点に盡きるの
であります、私どもはこれをもちて
十分なりといふものではありませ
ん。さらに十一月二十八日も、全
国の留守家族の代表者約三十名が、在
外同胞引揚問題に關する特別委員会に
陳情のため参られまして、いろいろと
事情をお聞きいたしましたのでござい
ますが、朝鮮動乱及びこれに伴ひます引揚
げの困難が、なかならず中共地区にお
きましては、すでに引揚げの準備を終
つた残留者が、各種の事情のために引
揚げをばまれております現状が、留
守家族としていよく憂慮を深めつつ

あるばかりでなくて、その上経済的にもまったく行き詰まっております。案情が、全委員の胸を強く打つたのであります。申し上げますまでもありませんが、今回の改正によりまして、留守家族などを十分に満足せしめ得るものでは決してありませんが、さきにも申しましたように、本改正案の裏づけとなりまうところの財源の問題も考慮いたしまして、今回の改正では以上申し上げました程度でやめなければならなかつたような次第でございます。この未復員者給與法は元の軍人、軍属をその対象としておるのでありますが、本法の規定が改正せられますと、特別未復員者給與法の規定によりまして、中共地区などに残留いたしておりますところの一般邦人にも、自動的に均霑いたしますことを特につけ加えて申し上げますと存じます。

未復員者給與法及び特別未復員者給與法の実施の面でございますが、本法の適用の対象やその他の点につきましては、必ずしも十分でないところもございしますが、これらの点につきましては、さらに特別委員会といたしまして努力を続けまして、これら法律の精神を實施上に十分に生かしたいと存じておる次第でございます。

以上簡單であります。未復員者給與法の一部を改正する法律案の趣旨を説明いたしましたわけでございます。何とぞ御審議の上、御賛成のほどを要望いたします。

なおつけ加えて申し上げますが、この改正案を提出いたすにあたりましては、ここにおいでであります衆議院の海外同胞引揚特別委員会の若林委員長とも種々打合せをいたしまして

て、前例によりまして参議院の方で提出をしたということでございます。どうかその点もつけ加えて御願ひしておきます。

○夏堀委員長 提案の説明は終りました。なお本院の海外同胞引揚に関する特別委員会より、本案に関し意見を述べるため、当委員長が発言を求められておりますので、この際これを許可するに御異議ありませんか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○夏堀委員長 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。若林君。

○若林海外同胞引揚に関する特別委員長 ただいま参議院の内村委員長から、本委員会に議題となつております本法案に対する御説明があつたのであります。衆議院の海外同胞引揚に関する特別委員会が、この法案の立案に關係いたしました概要を御報告申し上げたいと存ずるのであります。

本法案に關します趣旨につきましては、第八国会以来種々問題になつておりました。關係当局ときわめて真摯な態度で質疑応答が重ねられました。その結果当然この法案のいわゆる一部改正をすべきであるという結論に、委員会といたしましては到達いたしましたのであります。十月の四日にこれに關する小委員会を設置いたしまして、私が委員長に就任をいたしました。この立案の趣旨に沿ひまして、各關係の大蔵省その他厚生省、なお關係方面に對しててもこの趣旨の實現方に努力をいたしたのであります。今日ただいま参議院の委員長から御説明になりましたような趣旨におきまして、政府当局並びに關係方面との折衝もきわめて順調

に進みまして、本法案を参議院から提出されるようになったのであります。内容について、少し蛇足だと思ひますけれども、つけ加えておきたいと思ひますのは、この数字の根據についていふ問題になつておるのであります。この数字の根據につきましては、過般來たび／＼当委員会におきまして御審議を煩わしましたときも、同じようにその数字の根據については、確たる根據を認むることができなかったのも、インフレの進行その他一般公務員あるいは国家公務員の給與に關する増額の線に沿ひまして、本改正案に盛り込まれた趣旨が大体妥當なりということにおもつておるのであります。一応一つだけの例をとつてみると、たとえば今度盛り込まれた千円の増額にいたしましても、實際の国内におきます公務員との差から考えまして、先ほど雲泥の相違というお言葉がありましたように、まだ／＼満足すべきものではないと考へまして、將來とも財政の許す限り人類愛と申しますか、人道的の立場から増額に努力すべき考へを、特別委員会としては堅持いたしておる次第なのであります。

この法案は衆議院の特別委員会におきましても各党一致いたしたのであります。なおこの法案の立案にあたりまして、終始参議院とも／＼に歩調をそろえておつたのであります。本院の引揚に關する特別委員会におきましても、今回は衆議院から提案したかどうかという話もあつたのでありますけれども、終始きわめて熱心であられます参議院の先議ということに円満に話合ひがつきまして、参議院から御提案をお願ひしたような次第でございます。

○三宅(則)委員 昨日來物品税の一部を改正する法律案について、皆さんから質疑をなさつたようでありますが、私は資料の要求をいたしたい。実は物品税の事柄は、局長もよく御存じの通り法律だけではわからぬのであります。施行細則が出て参りませんから、審議の過程といたしましてはうまく行きます。政府も忙しと思ひますが、ぜひ午後の委員会までに間に合はうように、施行細則いわゆる政令に屬する原案なりあるいは参考案なりを、本委員会に提出していただければまことにけつこうであると思ひますので、資料の提出をお願いいたします。

○夏堀委員長 暫時休憩いたします。午後の會議は一時半から開きます。午後零時三十四分休憩

午後二時九分開議

○夏堀委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

所得税法臨時特例案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、揮発油税法の一部を改正する法律案、及び物品税法の一部を改正する法律案の四法律案を一括議題といたし、休憩前に引続き質疑を継続いたします。

○竹村委員 問接税の中でガソリン税

のことについて、この提出せられた法案を見ますと、小売業者販売価格の百分の百を今度は一キロリットルにつき一万千円、こういうことになるわけでありまう。この出されました二十五年度補正予算に伴う税制改正の要綱を見ておられますので同じだけの予算を見ても、これは一体結局におきましては、大体税金はどれだけ下ることになりますか。

○平田政府委員 ガソリン税につきましては今小売価格の百分の百を、お話し通り大体今の小売価格にいたしますと、六割五分程度になるような税率にするわけでございます。従ひまして三割五分軽減になります。ところでこれは本年度減税で出て来ませんのは、ガソリン税は三月の徴收猶予を認めております。精油所から引取人が引取りましてから、實際に納める期間というものを三月の徴收猶予を認めておる。従ひまして本年度分は逆に減税の影響が出て来ません。來年度から減税が出て来ます。従ひまして來年の予算には税法を改正しない場合と改正した場合を比べますと、相当な分の減收額が出て来るということになりまして、本年出て来ませんのはそういう納期の關係から來ます技術的關係にすぎないのでございします。

○竹村委員 そういたしますとそれは大体予算の關係で出て来ないのはわかりましたが、税率としては大体三割五分の値下げになる、こういうふうに承知してよろしいのですか。

○平田政府委員 お話の通り三割五分になるのではなくして、一〇〇%の税率が六五%程度の税率になる、つまり三割五分引下げる、こういうことでございませう。

○竹村委員 それから引き続きまして今度は国税庁の方に、滞納のことについてお伺いしたいのであります。実は滞納の分について資料をいただきまして中、少しふに落ちないのは、大抵源泉所得の中で滞納額が多く現れておるわけでありませうけれども、これは一体どういふ形になっておるのでしょうか。給料取りの方ではもう納めておる。源泉だから差引かれて徴収されるのに滞納になつておる。しかも相当な額に上るわけでありまして、これは一体どういふ事情であるかお聞かせ願ひたい。

○平田政府委員 源泉所得税が滞納になつておるものは、御承知の通り源泉所得税は毎月その翌月の十日まで納めなければならぬといふことになつておる。それが会社の事情その他によりまして、やはり滞納になつておる向きがあるようございませう。おそれる会社の金繰り等の関係がうまく行かないで、滞納になつておるのが大部分だと思ひますが、これもここに計上してありますように過年度分で約五十億、本年度分で四十二億八千万、これはやはり今申し上げましたような滞納額であります。

○竹村委員 そこで問題になりますのは、たとえはいろ／＼納期や何かの関係で、本年度を別問題といたしまして、過年度分につきましても五十億余りあるわけでありませうけれども、こういうものを会社側がとつておいて納めないといふことは、結局におきまして、これは勤労者あるいは労働者が全部拂つたものを、会社が他に流用しておるといふ形になるわけでありませうが、一方納めておるにもかかわらず、この中間においてこれを納めておらないといふような問題は、私は一般の滞納とはちよつと違ふところでありませう。これに對しまして一体どういふような処置をとられるか。あるいはいたし方なく普通の形で滞納を漸次処理して行くといふ考えでおられるのか、その点をお伺いいたします。

○平田政府委員 お話の趣旨はごもつともございまして、私も会社側が勤労所得税を滞納するといふことは、普通の場合より以上に質が悪いといふように考えております。これは盛んに強制処分等をやります。徴収に勉強いたしておるわけでありませう。ただ御承知の通り大分会社も金繰りで困つておるし、あるいは破産一歩手前というやうなものもございませうけれども、他方においてはどうしても過年度分の滞納が、まだ納まつてないといふものの中にはあるようであります。中には破産に近い状態になつていふ部分もあらうと思ひますが、そういうものにつきましては、お話のような趣旨からいたしまして、極力徴収の促進をはかる考えでございませう。

○竹村委員 一方勤労所得税において、会社の金詰まり等で税金を滞納させておいて、一方においては税務署に於いては乱暴きわまりないことをやつてゐる。税法から考えても考えられないやうなとり方をやつておられるのが各地にある。これは先般からおそらく各委員によつて言われたと思ひます

が、その代表的な一つの例を申し上げたいと思ひます。これは東京の池袋で行われたことでありまして、これは高橋国税庁長官も陳情で聞いておられるのでありますけれども、池袋におきましては税務署から差押えに行つた人が、その店の品物を、たとえば青物屋であつたらうけれどもその他の品物を差押えと言つて、直接その日ただちにその店の品物を差押えて、きよは半額で販売するといふ広告を大書して、その日に行つてすぐ店の物を押えた。そして半額で売りさばくのだと言つて売つてしまつた。それを税金として持つて行つた実例があるものでありませう。かようなむちやなやり方を小さい商売に對してやられてゐるわけでありませうけれども、こういうやうなことに對して一体どういふふうに政府の方は考えておられるか。こういうことをやつた税務署員はそのまゝほうつておかれるのか。この点が一つ、これは答弁を聞いてみると、間違ひだ、むちやだと言われますけれども、現にこうやつてゐる。これは答弁のための答弁としてでなく、實際十月二十六、七日にやつたのであります。ずいぶん長いことやつてゐるのではありませんか、こういう税務署員をやめさせるとか、何かそういうことをやられた被害者に対して、どういふ処置をとられるか、これを聞きたい。

○平田政府委員 滞納処分にあたりましては、もちろん法律の條件に合致するやうな方法でなければならぬといふことは、これはもちろん論ずるまでもないところでございまして、私も極力違法な滞納処分を行うやうなことはなによりに監督を加えて指導してお

るわけにございませう。今お話のケースがどういふケースでありますか、これは私はちよつと存じませんで、その場のケースについてどうだということをおし上げるわけに参りません。国税庁におきましても監督官といふものがありまして、そういうものにつきまして不当なる処分があつた場合は、即刻是正せしめたり、あるいはさらに故意に不当なことをなした者に対しては、適当な責任を問うやうなこともいたしておりますので、御了承を願ひたいと思ひます。

○竹村委員 これは東京の豊島税務署でございませうが、十月十三日に行われたこととす。そのほかの状態はどうであらうと、そういう局長の答弁もありませうが、状態はどうであらうといふきなり差押えに出て来てそうしてその商売の品物を押えた、これはくだものですが、今まで十円したりんごを五円で売る、そういうふうになつてしまつて、どん列をつくらせて売つてしまふ。その売上金を持つて行く。これはどんな事情があるうと言語道断だと私は思ふ。そういうことが豊島区にあつた。私は一箇所の例を言つておりますけれども、一箇所にやないもので、これはあつた例が二件も三件もあつたわけでありませう。わざ／＼この本人が高橋国税庁長官に會つて、そうして事情をはつきり話してゐるのです。長官の方もこれは今後何とかする、何とか考へなくちやならぬ、こういつてゐるというのですが、そういうことがやられたとすると、この場合質問するのはどうかと思ひますが、いかに特例法をこしらえて税制を改正いたしまして、国会できまつた法律以外のことを平氣

でどん／＼やる。税務署員がかつてにそういうことをやるということになりませうと、いかにここで審議いたし、決定いたしましたも何にもならない。實際に行つた者が法律にないことを、だかどんやつたら何にもならない。だから私はこういう点を聞くのでありますけれども、一体豊島区の税務署のそういうことも、十月から今日まで大分長く日がつたつておるのですが、どうでしよう。これは国税庁の方がおられまして、何ですが、首切つたか、どういふ処分をされたか。監督官がいるといふなら監督官はそういうものに対してどのような監督をしておられるか。その点を聞きたい。

○平田政府委員 今具体的なケースの場合でございませうと、これは調査の結果を申し上げまさんと、かえつて適切を欠くおそれがございませうので、必要でございませうれば国税庁から答へてもらうことにいたします。

○米原委員 ちよつと関連して……。この問題については各党の代議士が国税庁長官に申入れをしておるのであります。これはけしからぬといふ回答でありまして、一時はそういうやり方をやめておつた。ところが再び最近ではまたやつてゐるといふことを一昨日聞きました。突にけしからぬ話だと思つたわけなんです。こういうことに対して大蔵当局としてどうお考えになるか。まあ事実を調べなくちやわからぬといふ点はあるでしょうが、そういうことでなくて、そういう差押えのやり方、これについての見解をひとつここでつきりさせておいてもらいたいと思ひます。

○平田政府委員 今申し上げましたように問題は具体的問題に触れているようでございますから、むしろそういう問題につきましてはその具体問題を調べて、責任のある者から直接お答えした方がよいと考えますので、国税庁から調査の結果に基づきまして、適当な機会に御説明いたさせていただきます。

○米原委員 ちよつとさつきにに関連して……。滞納のこの表の中の例の源泉所得税のことでございますが、今年度の滞納は四十二億、ところが昨年度の方が多いわけです。これはどういふわけであるか、この点をちよつと説明していただきたいと思ひます。

○平田政府委員 これは御承知の通り会社等も大分経営が立行かなくなり、事業を縮小しあるいは事業の運営を一部休止し、あるいは場合によつては破産しているようなものの中にはあるやうであります。そういう会社の場合には、何と申しましてもなか／＼急速に解決したい問題がありまして、もちろん役所としましては税金の徴収に努力いたしておりますが、なおこの程度残つていゝのが実情であらうと考えます。

○米原委員 その点ですが、私はことしの初めでありましたか、国鉄の労働組合の方をまわつたときに、こういう話を聞いています。この委員会では問題になりました超過勤務手当とか夜勤料とかいろいろの手当があります。これに対して勤務所得税を全部かけておる。ところがこの点については以前は相当——まあ法律上はどうでありませうか、以前からそうだったと思ひますが、実際上はルーズだったといふか、国鉄の場合には以前にはかけていなか

つた。ところが今年になりましてから昭和二十一年分、二十二年分の超過勤務手当、そういうものまでさかのぼつて税金と始めたというところを一部で聞いたのであります。こういうことが行われておる。そういうものがあつたために、過年度分の源泉所得税の滞納がたまつておるんじゃないかと思ひますが、この点はいかがか聞きたいのであります。

○平田政府委員 おそらくこの中には、若干課税について納税者と見解の相違があるために、円滑に納まらないといふものの中にあると思ひますが、大部分は会社の経営が非常にうまく行かなかつたといふのが、大部分であらうと思ひます。なお国鉄の問題につきましては、私もちよつと聞きました。従来は大体実費弁償なりや給與なりやという解釈につきまして、必ずしも納税者による趣旨が徹底していなかつたところがあるやうでございます。その結果、最近になりましてから見つけまして、紛争を起しておるやうな例が確かにございまして、国鉄の場合もその一例だと考えておるわけでございますが、その辺のところはあくまでも解釈を統一しつつ、実際の運営においてもできる限り何となくつづいて、円滑に円滑に行くやうに仕事を進めることになつておりますので、国鉄の場合はいかやうに解決しましたか、まだ今日聞いていないのであります。そういう趣旨で話合ひが進行していったものと承知いたしておるのであります。

○米原委員 その点は、私は勤務所得税に關してははなはだ重大だと思ひるのであります。本委員会でもそういう意見が大分出ました。超過勤務手当とか夜勤料といふようなものに税金をかけることは、私は大分問題があると思ひます。しかも二、三年前のまゝ今になつてひつぱり出して滞納整理するやうなやり方は、実際問題としては非常に労働者に対して——現在でも生活できかない税金だと言われておるのに、そこに二、三年前の税金を労働者の所得の中からとつて行くといふことは、重大問題だと思ひます。この点は全部御破算にしてやられることを希望するわけでありまして、そこで超過勤務手当の税金に対する考え方でありまして、シャウプ氏の第二次勧告案によりまして、この問題についてどういふことが書いてあります。こういうふうな、そういうものによつて税金をかける、労働者自身の勤務意欲を失つて行くといふことに関連して、たといやういふふうな税金が重くても、「日本経済の生産力に減少を来す」といふことにはならないであらう。充分な仕事は持つていないが、片手間に雇われている労働者、或いはいつでも雇われる態勢にある労働者達が、余剰労働力を作つていゝやうである。従つて、或る労働者が勝手気儘に超過勤務を止め、或いは欠勤職に、或いは出来高拂賃銀制の下でノロノロ働いたとしても、その余分の生産をすべく待機している他の労働者が存在しているであらう。こういうやうなことが第二次勧告案にあるやうであります。そういうことになりまして、つまり最近ならば、特需景氣に關連して超過勤務は多くなつております。臨時工やなんか雇つておる工場が非常に多い。工場によつては

臨時工の方が本工より多いといふやうな形のものがあるわけでありまして。そのやうに半失業者、失業者が非常にたくさんふえておる。それを臨時雇ひ的に使ひまして、それによつてむりやりに超過勤務をやらして行くことを合理化する、そういう考え方がこの中にあります。この委員会では、先日池田大蔵大臣は、この委員会でも、大臣としては第二次勧告案には何も全面的に賛成じゃないといふやうなお話がありました。が、こういう点について当局は現在どういふふうな考えでいられるか。この超過勤務手当に關する問題について、こういう考え方で行けば、もう失業者の圧力によつて——雇大な失業者があるから、君たちが超過勤務手当についてぐず／＼言ふならば、お前たちは首を切つてもいいんだといふやうな態度で圧力をかけることができる。そういう意味でどういふものには税金をかけるか、どういふやうなものに税金をかけるか、どういふやうなものがあつた方がよいといふやうなものがあるやうですが、こういう考えに当局は賛成であるかどうかを聞きたいのです。

○平田政府委員 私どもも超過勤務手当に課税しますのは、やはり所得であるからといふ、それが最大の理由でございます。もちろん所得税といふものは、働いて収入がよけいになれば当然よけいにかゝる。それが所得税の本質なのでございます。ただ私も、ちよつと働いて収入がよけいになつたからといつて、生活の低いところへ相当高い税率がかかるやうになるのはおもしろくない、こういう考えを持つていゝわけでございます。従つて税率につきましても八万円、十二万円といふやうな刻みをなくしまして、その辺の階級刻みを荒くしまして、超過してちよつと

所得がふえたために、四〇％も五〇％もとられるやうなケースは、できるだけ少くなるようにしよう、こういうことにいたしましたわけでありまして。今度の税法によりまして、今までは課税所得二十万円を越えまして五〇％の税率——これはもちろん家族控除も基礎控除もした後の課税所得ですから、この間も説明しましたように、子供三人になりますと、勤労控除、家族控除、基礎控除を入れますと現在約八万五千円くらい引きますので、それを引いた残りが二十万円ですが、それにしましたも二十万円を越えまして五〇％になる。これはどうもやはり勤勞意欲等を阻害するところが大いといふ点を考えて、その辺の税率も四〇％になつていゝわけですから、この辺の税率を少し軽くしたから、大きな方の所得者に大分有利な待遇を與ふるじやないか。一部にそういう批評をする人もありますけれども、これは當らないと思ひます。今の状況から行くと、その辺の所得は労働者といへども達し得る所得だと、私もシャウプさんに申したので、その辺の考えはおそらくシャウプさんも若干議論にとりまして、そういうことを言つていゝと思ひますが、シャウプさんの考えは別といたしまして、私もといたしましては、相当多数の人がすぐ達し得るやうな所得の増加した場合の限界で、これはあまり高くてもおもしろくないといふ意味で、税率の改正について今度提案しましたやうな考え方を採用し、提案するやうにいたしましたわけでありまして。この十五万円で三五％、家族が五人になりますと、今度の税法では約十五万五千円引きますので、年所得が二十四、五万円

所得がふえたために、四〇％も五〇％もとられるやうなケースは、できるだけ少くなるようにしよう、こういうことにいたしましたわけでありまして。今度の税法によりまして、今までは課税所得二十万円を越えまして五〇％の税率——これはもちろん家族控除も基礎控除もした後の課税所得ですから、この間も説明しましたように、子供三人になりますと、勤労控除、家族控除、基礎控除を入れますと現在約八万五千円くらい引きますので、それを引いた残りが二十万円ですが、それにしましたも二十万円を越えまして五〇％になる。これはどうもやはり勤勞意欲等を阻害するところが大いといふ点を考えて、その辺の税率も四〇％になつていゝわけですから、この辺の税率を少し軽くしたから、大きな方の所得者に大分有利な待遇を與ふるじやないか。一部にそういう批評をする人もありますけれども、これは當らないと思ひます。今の状況から行くと、その辺の所得は労働者といへども達し得る所得だと、私もシャウプさんに申したので、その辺の考えはおそらくシャウプさんも若干議論にとりまして、そういうことを言つていゝと思ひますが、シャウプさんの考えは別といたしまして、私もといたしましては、相当多数の人がすぐ達し得るやうな所得の増加した場合の限界で、これはあまり高くてもおもしろくないといふ意味で、税率の改正について今度提案しましたやうな考え方を採用し、提案するやうにいたしましたわけでありまして。この十五万円で三五％、家族が五人になりますと、今度の税法では約十五万五千円引きますので、年所得が二十四、五万円

らいですと、超過勤務で所得のふえた部分について三割五分で、この程度でありますならば、今の所得税は一般的に重いつきでございすから、まず勤労意欲を阻害しないで働いてもらえぬのではないかと、こういう考え方を持っております。税率につきましては私どももそういう考えからしまして、シャウブ勧告にかかわらず、できる限りそういう弊害を除去しよう、このように考えておるような次第であります。

○米原委員 ただいまの御答弁では、一般的に今度の改正案についての先日から承つてゐる答弁以上に出ていない。私の聞かれていますのは超過勤務の問題で、ことに朝鮮事変以来超過勤務の問題は、最も大きな問題になつていふところ、それをどうするかといふことなんです。これは所得があれば課税するといふ、單に法律的な考え方だけでは解決つかないと思ふ。本来は基準法で労働時間がきまつてゐる。それ以上働かざるやうなところにまた税金をかける。ところが現在の状態では、むしろ超過勤務がどこの大工場でもほとんど普通の状態なんでありまして、そういうときに一番根本的な問題だと思ふ。ですから超過勤務の点について、これをもう少し今後減税する意思はないかどうか、この点をひとつはつきり御答弁してもらいたい。

○平田政府委員 私はその問題に答へてゐるのです。超過勤務は所得だから、所得からははずすわけに行かない。はずせばかえつて不公平な場合が出て来る。しかし普通の労働者がちよつと超過勤務をしまして税率が五〇%もかかるのでは、これでは非常に勤勞意欲

を阻害する。従ひまして所得税の税率を全体としてできるだけ軽減いたしまして、そのような支障をできるだけ少なくしよう、そういうことによつて解決しよう、こういうわけでありまして。はずすという方法によつて解決するのは所得税の本旨に反する。ですから課税はしますが、しかし相当多くの労働者が超過をもらへば五〇%かかるような、そういう税率を直すということによつて、今のお話のような問題を解決しよう。それが正しい所得税の解決の仕方じゃないか。私どもはこのように考えておる次第であります。

○夏堀委員 それでは本日本委員会に付託に相なりました旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案を議題といたしまして、政府当局より提案理由の説明を聴取いたします。西川政府委員。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法
目次

- 第一章 総則(第一條・第二條)
- 第二章 年金受給者のための特別措置(第三條—第七條)
- 第三章 連合会の業務(第八條—第十六條)
- 第四章 年金受給者等の権利の確保(第十七條—第二十一條)
- 第五章 雜則(第二十二條—第二十四條)
- 附則
- 第一章 總則
- (目的)

第一條 この法律は、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。)の規定による共済組合連合会(以下「連合会」という。)をして旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合の権利義務を承継した財団法人共済協会(以下「共済協会」という。)及び外地関係共済組合からの年金受給者に対する年金支給の事務を統一的に処理せんとともに、現行の恩給及び共済組合法の規定による年金の額との権衡を考慮して、これらの年金受給者及び財団法人日本製鉄八幡共済組合(以下「日本製鉄八幡共済組合」という。)からの年金受給者のために、その年金額の改定その他特別の措置を講ずることを目的とする。

(外地関係共済組合の定義)
第二條 この法律において「外地関係共済組合」とは、もとの外地関係の政府職員の共済組合のうち年金給付を行つていたもので、左に掲げる命令の規定に基いて組織されたものをいう。
一 朝鮮總督府通信官共済組合令(昭和十六年勅令第三百五十七号)
二 朝鮮總督府交通局長共済組合令(昭和十六年勅令第三百五十八号)
三 台湾總督府專賣局共済組合令(大正十四年勅令第二百十四号)
四 台湾總督府官林共済組合令(昭和五年勅令第五十九号)
五 台湾總督府交通局通信共済組合令(昭和十六年勅令第二百八十七号)

六 台湾總督府交通局鉄道共済組合令(昭和十六年勅令第二百八十七号)

第二章 年金受給者のための特別措置
(旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継)
第三條 連合会は、この法律施行の日において、旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務を承継する。

連合会は、この法律施行の日において、旧陸軍共済組合が旧陸軍共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十七号)に基く命令の規定により負担した、又は負担すべきであつた年金支給の義務で陸軍共済組合令及び海軍共済組合令(昭和二十年勅令第六百八十八号)附則第二項の規定に基く主務大臣の措置により消滅したものを消滅したものとみなして、承継する。但し、当該主務大臣の措置に基き支給した一時金があるときは、当該一時金の限度において、連合会が承継した年金支給の義務(昭和二十六年一月以後の期間に係る年金支給の義務)については、第六條の規定による改定後の年金支給の義務)は、履行されたものとみなす。

旧陸軍共済組合が前項に規定する主務大臣の措置により消滅した年金支給の義務に代るものとして負担した一時金支給の義務でこの法律施行の日までに履行されてないものは、その日において消滅したものとみなす。

(外地関係共済組合に係る年金の支給)
第四條 連合会は、外地関係共済組合のうち大蔵大臣の指定したものの年金受給者に対し、当該指定の日以後当該共済組合が支給すべき年金を支給する。

前項の年金及び年金受給者のうちには、第二條各号に掲げる命令に基く命令の規定又は第五條第二項の規定により当該年金の支給の義務が消滅した場合において支給すべき一時金及び当該一時金の受給者を含むものとする。

第一項の規定により年金を支給すべき者は、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定の適用を受ける者で、且つ、本那(本州、四国、九州及び北海道並びに大蔵省令で定めるその附屬の島をいう。以下同じ。)内に住所又は居所を有する者に限る。

大蔵大臣は、外地関係共済組合について、その年金受給者の状況を調査し、その概況の明らかになつたものから第一項の指定するものとする。

(前二條の年金の支給に関する調整)
第五條 連合会が第三條の規定により承継した義務に基き、及び前條第一項の規定により支給すべき年金のうち、共済組合法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当するものの支給については、それぞれ同法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金の支給の例による。

連合会は、前項に規定する年金の支給の義務が消滅した場合において、当該年金を共済組合法の規定

定によるこれに相当する年金とみなした場合には同法の規定により一時金を支給すべき場合に該当することとなるときは、当該一時金の支給の例により、これに相当する一時金を支給する。

(年金額の改定)

第六條 連合会は、第三條の規定により承継した義務に基き、及び第四條第一項の規定により支給すべき年金の額を、昭和二十六年一月分以後、共済組合法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当するものについては第一号に掲げる額に、公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とするものについては第二号に掲げる額にそれぞれ改定する。

一 当該年金の算定の基準となつた俸給に對する別表の仮定俸給を俸給とみなし、且つ当該年金を共済組合法の規定によるこれに相当する退職金、障害年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算出した額

二 当該年金の算定の基準となつた俸給に對する別表の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、それぞれ旧陸軍共済組合、共済協会又は外地関係共済組合が支給した当該年金に相当する年金の算定の例及び第三項の規定により算出した額

2 前項第一号の場合において、同号の年金のうちその支給の條件又は額の算定の基準について共済組合法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金と異なるものがあるときは、当該年金は、大蔵

大臣の定めるところにより、共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該條件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

3 公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金については、その年金の額算定の際俸給月額に乘すべき月数を労働基準法月額に乘すべき政府職員に係る給與の応給措置に關する法律(昭和二十二年法律第六十七号)第二項の規定に基き大蔵大臣が定めた基準に従つて改定する。

(日本製鉄八幡共済組合に対する金額の交付)

第七條 国は、日本製鉄八幡共済組合が、当該共済組合からの年金受給者のうち、昭和九年一月三十一日以前に発生した給付事由に基き年金の支給を受ける者に対して支給する年金の額を前條の規定に準じて改定した場合においては、当該共済組合に對し、その年金の額の改定に因り必要となる責任準備金の増額分に相當する金額を交付する。

2 前項に規定する年金の額の改定に因り必要となる責任準備金の増額の計算については、大蔵大臣の定めるところによる。

3 第一項の金額は、日本製鉄八幡共済組合が同項に規定する年金の額の改定をした場合において、その請求に基き一時に交付するものとする。

第三章 連合会の業務

(業務)

第八條 連合会は、共済組合法の規

定による業務の外、左に掲げる業務を行う。

一 第三條の規定により承継した義務に基き、年金及び一時金を支給し、その他その承継した債務の整理をすること。

二 第四條の規定による年金及び一時金を支給すること。

三 前二号の業務に附帶する業務(定款の変更)

第九條 連合会は、この法律施行の後、遅滞なく、大蔵大臣の認可を受けて、前條の規定による業務を行うこととなつたのに伴ひ必要とされる定款の変更をしなければならない。

(會計)

第十條 連合会は、第八條の規定による業務に關する會計については、共済組合法の規定による業務に關する會計と区分して、これを経理しなければならない。

第十一條 国は、予算の定めるところにより、連合会に對し、第八條第一号及び第二号に規定する年金及び一時金の支給その他その承継した債務の履行に要する費用並びに同條に規定する業務の執行に要する費用に充てるため必要な金額を交付する。

2 前項の金額は、毎年度分を四分して、各四半期の期間中に当該四半期分を交付するものとする。

第十二條 連合会は、毎年度第八條の規定による業務に關する收支計算書を作成して、これを翌年度五月末日までに大蔵大臣に提出しなければならない。

2 連合会は、毎年度第八條の規定

による業務に關する決算において剰余金を生じたときは、これを翌年度五月末日までに国庫に納付しなければならない。

3 連合会の第八條の規定による業務に關する會計についての細目的事項については、前二條及び前二項に定めるものを除く外、大蔵大臣が定める。

(監督)

第十三條 連合会の第八條の規定による業務の執行は、大蔵大臣が監督する。

2 連合会は、大蔵大臣の定める手続により、毎月末日現在における第八條の規定による業務に關する詳細な報告を大蔵大臣に提出しなければならない。

3 大蔵大臣は、毎年少くとも一回部下の職員をして連合会の第八條の規定による業務及び当該業務に關する會計について監査させるものとする。

(特定財産の國への帰属)

第十四條 連合会が第三條第一項の規定により承継した財産のうち連合会が第八條の規定による業務を執行するために必要でないことを認め、大蔵大臣が指定したものは、その指定の日において、國に帰属するものとする。

(無料証明)

第十五條 連合会及び連合会から第八條第一号又は第二号に規定する年金又は一時金の支給を受けるべき者は、これらの年金又は一時金の支給に關し必要な範圍内において、國又は地方公共団体の権限のある機關に對し、無料で証明を求

めることができる。

(非課税)

第十六條 連合会が支給する第八條第一号及び第二号に規定する年金及び一時金については、共済組合法の規定による退職年金及び退職一時金に相當する年金及び一時金を除く外、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

2 連合会が支給する第八條第一号及び第二号に規定する年金及び一時金に關する証書及び帳簿には、印紙税を課さない。

3 連合会が第三條第一項の規定により承継した不動産の取得の登記については、登録税を課さない。

第四章 年金受給者等の権利の確認

(公告)

第十七條 連合会は、第三條の規定により旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務を承継した後、並びに第四條の規定により外地関係共済組合に係る年金及び一時金を支給すべきこととなつた後、遅滞なく、連合会から年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者に対し、一定の期間内に証換書類を添えて連合会に對し当該権利の確認を求めたための申出をすべき旨の公告をしなければならない。但し、その期間は、三月(連合会がその権利義務を承継し、又は第四條の規定により年金及び一時金を支給すべきこととなつた日現在において本邦にいない者については、本邦に帰還した日から三月)を下ることができない。

2 前項の規定による公告は、時事

に關する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げて少くとも三回以上しなければならぬ。但し、旧陸軍共済組合又は共済協会の年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者に対する公告は、一回以上すれば足りる。

3 第一項の規定による公告には、同項の年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者が同項の期間内に申出をしないときは、第十八條第一項の規定による権利の確認が得られないため第二十條の規定の適用を受けることがあるべき旨を附記しなければならない。

(権利の確認)

第十八條 連合会は、前條第一項の規定による公告に依りて権利の確認を求めた者の申出をした者に対し、その提出した証拠書類その他連合会の調査した資料に基づいて、その者が真正の権利者であるか否かを並にその者が真正の権利者である場合にはその年金又は一時金の種類及び額を確認しなければならぬ。

2 連合会は、前條第一項の規定による公告に依りて権利の確認を求めた者以外の者で同項の期間内に申出をしなかつたことについてやむを得ない事由があると認められるものについては、その者の申出に基づき、前項の規定に準じてその者の権利を確認することができ

(年金証書の交付)

第十九條 連合会は、前條の規定により引き続き年金の支給を受ける権利の確認をした者に対しては、

当該年金に關する証書を作成して交付しなければならない。

2 連合会は、前條の規定による権利の確認を受けた者が旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合、共済協会又は外地關係共済組合の発給に係る年金に關する証書を有するときは、これを返納させなければならない。

(年金又は一時金の受給権利者)

第二十條 連合会は、第十八條の規定による権利の確認を受けた者以外

の者に対しては、第三條及び第四條の規定にかかわらず、年金又は一時金の支給の義務を負わな

い。

(細目)

第二十一條 第十八條の規定による権利の確認及び第十九條第一項の規定による年金に關する証書の作成、交付、書換、再交付等に関する細目的事項については、大蔵大臣が定める。

第五章 雜則

第二十二條 大蔵大臣は、第四條第四項の規定による外地關係共済組合に關する調査の事務を連合会に行わせることができる。

2 連合会は、前項の規定により委任された調査を行うため、第十七條の規定に準じて外地關係共済組合に係る年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者に対し、当該権利の申出をすべき旨の公告をすることができ、この場合において、当該公告には、当該公告が第三項の規定により第十七條第一項の規定による公告とみなされ、

同條第三項に規定するところと同様の結果となるべき旨を附記しなければならない。

3 連合会が前項の公告をした場合において、当該公告の結果に基づいて大蔵大臣が第四條第一項の指定をしたときは、連合会は、当該公告を第十七條第一項の規定による公告とみなして当該公告に依りて権利の申出をした者に対し第十八條第一項の規定による権利の確認をすることができ、

(時効の特例)

第二十三條 左に掲げる権利については、その時効は、他の法令の規定にかかわらず、昭和二十年八月十五日から第十七條第一項の規定による公告(前條第三項の規定により権利の確認をする場合)に依りて権利の申出をすべき期間終了の日までは、進行しないものと

する。

一 旧陸軍共済組合から年金又は一時金の支給を受ける権利。但し、一時金の支給を受ける権利については、昭和二十年八月十五日現在において本邦以外の地域にいた者の有する権利に限る。

二 昭和二十年八月十五日現在において本邦以外の地域にいた者が共済協会から年金又は一時金の支給を受ける権利

三 外地關係共済組合から年金の支給を受ける権利

に掲げる命令に基く命令の規定又は第五條第二項の規定により当該年金の支給の義務が消滅した場合において支給すべき一時金を含むものとする。

(退職年金とみなす場合)

第二十四條 連合会から共済組合法の規定による退職年金に相当する年金の支給を受ける者が、同法の規定による共済組合の組合員となつた場合には、同法第四十條の規定の適用については、その者の受ける年金は、同法の規定による退職年金とみなす。その者が日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)その他の法律において準用する共済組合法の規定による共済組合の組合員となつた場合にも、また同様とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 将来外地關係共済組合に歸属することが確定となつた資産のうち、連合会が第四條の規定により支給すべき年金及び一時金に係る責任準備金の金額に相当するものについては、別に法律で定めるところにより、連合会に帰属させるものとする。

3 連合会は、第三條第一項の規定により共済協会から承継した施設のうち第八條の規定による業務以外の業務の用に供されるものがあるときは、当分の間、同條の規定による業務の外、引き続き当該施設を利用して当該業務を行うことができる。

4 第九條、第十條、第十二條第一項及び第三項並びに第十三條の規定は、連合会が前項の規定による業務を行う場合に準用する。この場合において、これらの規定中「前條の規定による業務」又は「第八條の規定による業務」とあるのは「附則第三項の規定による業務」と、第十二條第一項中「収支計算書」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び損益計算書」と読み替へるものとする。

5 連合会が附則第三項の規定による業務を行う間は、第十四條中「第八條の規定による業務」とあるのは、「第八條及び附則第三項の規定による業務」と読み替へるものとする。

6 共済協会は、この法律施行の日

に解散する。この場合において

は、法人の解散及び清算に関する民法(明治二十九年法律第八十九号)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の規定は適用しない。

7 大蔵大臣は、共済協会が解散したときは、直ちに共済協会の事務所の所在地の登記所に、その解散の登記を嘱託しなければならない。

8 登記所は、前項の登記の嘱託を受けたときは、共済協会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しな

なければならぬ。

定にかかわらず、同月から当該年金の支給を停止するものとする。
昭和二十六年一月一日において第

二十四條後段に規定する共済組合の組合員である者についても、また同様とする。

別表

年金の算定の基準となつた俸給	仮定俸給	年金の算定の基準となつた俸給	仮定俸給
五〇四	三、八五〇	一五〇	九、九〇〇
五五	四、一五〇	一五八	一〇、五〇〇
六〇	四、四五〇	一六七	一一、一〇〇
六五	四、七五〇	一七五	一一、七〇〇
七〇	五、〇五〇	一八三	一二、五〇〇
七五	五、三五〇	一九二	一三、三〇〇
八三	五、七〇〇	二〇〇	一四、二〇〇
九〇	六、一〇〇	二一七	一五、二〇〇
九七	六、五〇〇	二三三	一六、二〇〇
一〇三	六、九〇〇	二五〇	一七、二〇〇
一一〇	七、三〇〇	二六七	一八、三〇〇
一二七	七、五〇〇	二八三	二〇、一〇〇
一三五	八、一〇〇	三〇〇	二一、五〇〇
一四二	八、七〇〇	三一七	二二、九〇〇
	九、三〇〇	三三三	二五、〇〇〇

備考

一年金の算定の基準となつた俸給が五〇円未満のときは、その俸給の七七倍に相当する金額(円位未満の端数は切り捨てる。)を仮定俸給とし、俸給が三三三円をこえるときは、その俸給の七五・〇七倍に相当する金額(円位未満の端数は切り捨てる。)を仮定俸給とする。
二年金の算定の基準となつた俸給が五〇円以上三三三円未満のときは、その俸給相当額がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に対応する仮定俸給による。

○西川政府委員 ただいま議題とならる年金受給者のための特別措置法りました旧令による共済組合等から案を提案いたしました理由を、御説

明申し上げます。

御承知のように恩給及び一般の共済組合の年金は、終戦後の給與改訂に伴ひまして、逐次その額が改訂引下げされて参つたのでありますが、旧陸海軍共済組合、外地共済組合等の共済組合の年金は従前のままです。置かれ、今日におきまして、年平均三百五十円程度のきわめて低い年金が支給されておるにすぎず、これら共済組合の年金受給者の現在の窮状は、見るに忍びない状態にあります。よつてここにこの法律案を制定し、これら共済組合の年金受給者の年金を改訂いたしました。恩給及び一般共済組合の年金との権衡をはかり、もつてこれら年金受給者の生活の安定に資せんとするものであります。

以下簡単にこの法律案の要旨を御説明いたします。

まず今回の年金の改訂は、昭和二十六年一月以降一般公務員の給與の改訂が行われることを予定いたしました。その年金の額は従前の年金の算定の基礎となつた俸給を、新給與の基準に引直して計算することとしたしました。しこうしてこれに必要な費用は国庫より補助することとしたのであります。す。しかしてこれら年金の支給に関する事務は、統一的に処理することを適当と認め、一元的に共済組合法に基いて設立された共済組合連合会をして取扱わしめることとし、他方これに伴ひまして、これら旧陸軍共済組合等の権利義務は、原則として同連合会に承継させることとしたのであります。

なお連合会がこの法律に基きまして行ふ年金支給に関する事務等につきましては、共済組合法に基く本来の業務

とは別個に、特別の会計を設けてこれを区分経理させることとしたのであります。

次に、日本製鉄八幡共済組合の年金受給者のうち、昭和九年一月三十一日以前、すなわち官業共済組合時代の年金受給者の年金額を、この法律の規定に準じて改訂いたしました場合には、国庫はその年金の改訂によりまして、必要となる責任準備金の増額分に相当する金額を、一時に八幡共済組合に交付することとしたしました。

以上この法案の主要なる点を御説明いたしました次第でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○夏堀委員 所得税の質問をやりますか。 竹村君。

○竹村委員 長官が来られましたのでお伺いしたいのであります。さつきも少し聞きましたが、東京の豊島税務署管内で、商売人の家へ行つて、差押えた品物をその日に半額で売渡しておられると思ひますが、これに対して善後処置をどうしたか。またその税務署のやつたことは落度がないと思ひますか。それに対して処置をどうしたか。

○高橋(勲)政府委員 豊島税務署の管内で、ある水菓子屋さんの滞納の処理について、その当時滞納処分をいたしたとする税務官吏がその店に臨みまして、こころが、ほかに差押えすべき物件がないと、そこに商品として在庫してありまして水菓子の処分をいたしたいということで、その当時の取扱官吏の話によりまして、御本人の

承諾を得ておつたということであつたのでありますけれども、とにかくその商品を五割引で販売いたしました。その代金を滞納処分の執行として実行いたしましたという事柄があつたのであります。この件に關しましては、先般陳情もございましたし、私どももいたしました十分調査をいたしましたのであります。税務署側としては十分に御承諾を得ておつたということを言つておりますけれども、とにかく証拠として御承諾に關する書類は持つてないのであります。そういう意味をもちまして、今後もしもそういうふうな必要がある場合におきましては、必ず法規に照して――その場で売ることがより納税者に有利であるという場合が多いかと思ふのであります。そういう腐りやすい物品等につきましては、そういう場合におきましては御本人の承諾を得て実行するように、しかしながらさういふ腐敗しやすいところの物品を差押え等の処分をするというところは、普通の場合においてはなすべき事柄でないでございまして、できるだけ避けるようにという趣旨のことを、十分に徹底いたしておるのでございます。

○竹村委員 今聞いておりますと、本人の承諾を得ておつたから、その場で五割引で売つた、腐敗しやすいやつであつたから、そういう事情でやつたと言われまが、しかしさういふようなことが頻々として行われましたならば、食料品を扱つてゐる商売人は、おそろく滞納なんかいたしますと商売は成立たぬと思ふ。少くとも今日の場で売つてゐる商品を、その場で押えて、五割引で売つたということになる、みな売れてしまふに違ひないけれ

ども、商売は成立しません。従つて陳情によつても聞かれたと思ひますが、その人はその後非常に困つて、実に商売もできないというふうな状態になつてゐるわけでありまして。長官として、これは品物を押さえても、本人の承諾さえあればいいと言ひけれども、おそれる脅迫にやれば、いかぬと言つておつても承諾したものとされてやられるでしようが、いかにこの税法をどういふふうに変更したとしても、実際滞納処分を行つたに於いて、われ／＼から見れば暴挙と考へられるようなことが公然と行われて、それに対する処分も、今後注意するという程度で済むならば、おそれ／＼これ一件でなしに、われわれの知らない範囲において何件も行われてゐると思ひます。そういう商売人のものを、たゞ有利であるとしても、その日十円で売つてゐるものを五割引の五円で、すぐその場で売るといふようなことを、当然と国税庁として考へておられるのか。そういうことは当然やめさすべきであると思ひますが、どういふふうにお考へになりますか。

○高橋(審)政府委員 先ほど御指摘の具体的な事例につきましては、何分にも五割引というふうな非常に大きな割引をしておつたということ、それから御本人の承諾を得ておつたということをはつきり言つておられるのはございしますが、正式の書類による承諾書をとつていないという点、それらの点から考へまして、処置は妥當でなかつたというふうな考へておるのでございします。しかしながら最近の滞納の実態を見ても、税金を滞納しておつて、たとえば店の設備の拡充をいたしまする

とか、あるいは商品の在庫を著しく増加するとかいふような事例が、まああるのでございします。言葉をかえすならば、滞納しておる税金をもつて、新しい商品の仕入れなり設備の拡充なりになつておるという事例を見受けるのであります。私もこれはどういふふうな者が最も悪質な滞納者であるというふうな考へておられますので、商品であるから差押えをしないというふうな考へ方は毛頭持つておりません。

○竹村委員 私には先ほどちよつと伺つたのですが、そういうふうな小さい商売人に対しては五割引というふうなひどいやり方をやられる。しかしながら今後とも悪質なものがあつたらしく、とにかく商品等の差押えなんかはやめる気はないという。もちろんやめる気はないけれども、そういう押えることを差押える必要はないかもしれせんけれども、実際にいままで五割引というふうな形で売つたものに対するところの損害等はどうか。もう一つは、私は源泉課税の滞納等の表をいだけたわけでありまして、過年度である本年まで至つても相当多くの滞納がある。これは勤労者やその他が拂つてゐるわけですが、それを滞納してゐる。こういう会社に対して、片つ方の小さい商売人がやられたところの公売手続と同じような形でやられてゐるのか。これは本人は納めてゐるのに、それを仲介した会社が納めないで、これだけ多くの滞納をしてゐる。こういうものに対して、どういふ処置をとられたか。ところがそういうものはどうつてある。ここが大きな問題だと思ひます。こういう源泉課税をとつてお

きながら、それをその会社の経営のいろいろな点において流用してゐる。このものが一番悪質であつて、このものに対してはそのまま置いておく。一方先ほど言つたように水菓子屋のような小さいものはびし／＼押えて、その場で五割引で売つて破産せしめて行く。こういう関係から考へまして、非常にその点は不当だと思ひますのでありますけれども、こういうふうな点について一体どういふふうな処置をとられたか。この会社は、もう一べん拂つた税金を預かつてゐるのだから、こういうものに対しては、会社がつぶれようがどうしようが、どん／＼会社を差押えてゐるかどうか。

○高橋(審)政府委員 国税庁といたしましては、原則として大口の滞納者からまず整理するという考へ方で當つておるのであります。しこつて源泉所得税の滞納の金額も、最近相当上つて参つたのであります。その実態をよく調べてみますと、現実には会社がほとんど支拂い能力がなくて、わずかに従業員に対しての給与の一部を、しかも遅延になつて拂つておるといふような事例が多いのであります。従ひまして必ずしもそれにのみ強く當るといふことが妥當であるとは、考へておらない次第であります。

○富田委員 国税庁長官にお伺いしますが、実は物品税の中でも、水あめの物品税並びに甘味料の物品税が非常に高いために、やみの業者が非常に増大いたしました。ことにわれ／＼大蔵委員会が北海道を調査に行つた場合も、正規の業者が店を畳んで、やみの業者があめ屋を盛大にやつてゐるやうなところがたくさんあつたのであります。

そこで業者からも大分陳情があつたのであります。その陳情の業者の言われるのには、あめのやみ業者が非常に多いから、ぜひ取締つてほしいという要望もあつたので、われ／＼は国税局まで行つて、その事情を監察課長に聴取したのであります。その対象の中で千葉県は非常に多いのであつたのであります。監察課長は国会の大蔵委員会が開かれるまでに、十分調査して報告するというお話であつたのであります。その後そういうやうなことにいつて、調査の報告が国税庁長官まで来ておりました。どういふやうな陳情を参りましたのであります。同時に向うの国税局並びに税務署におきまして、やみの水あめの物品税の通税についての摘発を、各税務署において相当最近やつておられます。小さいあめ屋など、五十万、七十万円と来て破産に瀕してゐる。この問題をどうしたらいいかというやうなことにいつて、非常に頭を悩ましておるやうな状況でありまして、相当積極的によつて取締りに當つて参つておる状態でありまして、詳しい統計的な資料はここに持つておりません。

○富田委員 平田局長にお伺いしますが、医療器械の物品税の問題で、各條文を見てもどうも判明しないのであります。医療器械なんというものは、物品税をとるべき性質のものではないやうに思ひますが、局長の御意見を伺ひたいと思ひます。

○平田政府委員 物品税法施行規則の第二十六條により、物品税を免除する物品を法律に基きまして定めております。それによりますと、医療用に供するものは、原則として免除するものといたしてあります。

○富田委員 そうすると、その條文によりまして、たとえばたなな類なんか、道具を入れたたななもあるし、医療器具を入れたたななもあるのではありませんか。こういう場合は医療器具を入れるたななは免税になるのではありませんか。あるいは一般の他の家具と同様に取扱ふのでありますか。

○平田政府委員 これはお話のように、たとえば普通のテーブルをお医者さんが使うというものは、これはどうも医療用と見るわけに行かぬと考へております。その物の性質に顧みまして、医療の用に供せられるやうにできておる物は、免除することにしたのであります。

○富田委員 医療器械に關するものは、一切免税するとおつしやるのですか。

○平田政府委員 一切という言葉は少しどうかと思ひますが、今申し上げましたやうに、医療用に供する目的でつくられておるもので、通常医療の用に供せられる物、そういうものは免税せられることになつております。

○川島委員 国税庁長官が見えておられますから、ちよつとお伺いいたします。この間からも問題になつたのですが、滞納額がたいへん累積されて、実に一千億になつてゐるやうな状態が生じておるわけですが、この滞納に対して、政府としては、まず第一に過年度の滞納の整理に重点を置き、次に本年度の滞納の整理に當る、こういう御方針のやうであります。この過年度の滞納ですらも、八百億に近い膨大

次にもう一つ申し述べておきます
が、この塩生産の燃料でありますと
する。

は、考慮を要するであろうということ

を信じておる次第でございます。

本法案に対しては、今申し上げましたような理由により、全國民の要望である鹽に對しましては、一刻もすみやかに災害を復旧する要ありといふ

○夏堀委員長　宮腰君。

○宮腰要員 私は民主黨を代表いたしまして、本案に対しては希望條件を盡して賛成するものであります。

この法案は、旧来は予算措置によ
たものを、今回新しく法律を制定し
出されることになつたのでありま
が、今回のこの法案の内容を見ま
と、今年度の災害、いわゆるキツア
エレンの両台風による、塩田は全体
八四%、堤防は全体の一五%の損害

対する補助金の法律化であるのであります。昭和二十五年、度災害復旧の法では、全額国庫負担となつておるの

ございまして、これとは異にしてお
法律ではありますが、塩は国民生活
重大なる関係のあるものであります

で、昭和二十五年年度の災害復旧と同様な待遇をなすべきであると考えられております。今回の法律によりまして、塩田は百分の五十、堤防においては百分の六十となっておりますが、この法律の内容、パーセンテージについては、ぜひとも昭和二十五年年度の災害復旧費と同様な改正を、今後すべきであるという希望条件を付しておきます。また昭和十七年には七割、二十年には八割五分となつておる当時の法律から考えますと、今回の法律はあまりにこの塩田業者の救済を除外したような條項もありまして、その点について、今後大いに改正してほしい。

また、塩田の陥没については、この法律は関係がありませんが、しかしこの塩田の陥没についても急遽なる復旧をなされるという希望条件を付して賛成するものであります。

○夏堀委員 川島君。

○川島委員 私日本社会党を代表いたします。本案に強い希望を付しまして賛成をいたします。

本案の提出の理由は、言うまでもなくわが国の塩の生産を確保し、しこうして専売公社の塩に関する事業の健全な運営をはかるということに、重点があるわけでありまして、しかるに、本委員会の質疑応答の中で判明いたしましたところによれば、この点三宅委員も触れましたように、従来この種塩田及び堰堤の災害に對しましては、予算的な措置として八割ないし九割の補助を行つて、その災害の復旧に充てて参つたのであります。しかもその事柄がきわめて長い年月にわたつて、ほとんど慣習的に行われて来た。慣習はむしろ法をつくらんとさへいうことわざがあるがごとく、本来でございますならば、この予算的措置を法的な制定に切りかえる場合におきましても、従来のこの慣習を十分に尊重し、それを織り込んで法制化するというのが当然な措置でなければならぬ。と同時にそのことによつての初めて塩の生産の確保、専売事業の健全なる運営を期するということの精神が一貫するものであると、私は考えるのであります。ところが法制化にあたりましては、従来のこれら補助率が一躍して一方は二分の一となり、一方は三分の二に減ぜられるという一つの矛盾がここにあるのであります。この事柄は、政府とその筋との懸念ある折衝の結果、やむを得ざることになつたとの説明がありまして、一応われ／＼もその点を了承しないわけではないのでございまして、塩が専売であることは、公共性がきわめて大きいゆゑであるということに言うまでもない。従つてこれらの災害に對しては、公共事業の災害復旧と同様な措置をすることこそが、きわめて塩の生産の確保の上におきましても必要な事柄だと考えておりますので、今後政府は、この災害の補助率について、できるだけすみやかな機会に、従来の慣行を基準としての引上げ方について、昇善の努力をすべきであるということと、私は強く希望をしておきます。

なお本法の執行にあたりまして、従来の補助率が引下げられましたために、直接災害を受けた塩田業者の復旧費が相当かきまわつた、言うまでもなく避けられないことと、言うまでもなく、中にはそのために融資を仰がなければ、その復旧を完全に行い得ないといふような筋も、当然に出て来るのではないかと、これを、われ／＼懸念いたすのでございまして、この場合における直接の被害者の復旧にあたりまして、融資を必要とする向きに對しましては、政府はすばやくこれに對する積極的な懸念のある融資のあつせんについて、努力を惜しまないような態度を私は強く希望をいたす次第であります。

さらに最後に、これら被害者は、復旧するために当然莫大な費用がかかる。そのために事業そのものも経営の内容にいろいろのきゆう／＼な結果、またそこには経営の合理化の美名のもとに、せつ／＼今日まで使われておりましたところの多くの労働者諸君が、その合理化の名において不当なる減賃をされる、あるいは不当なる労働強化が行われるといふようなことの懸念もないではないかと、われ／＼は心配いたしておるのであります。どうぞその点につきましても政府は十二分の留意をされまして、そういうことがないように格段の注意を喚起いたしまして、本案に賛成をいたすものでございまして、

○夏堀委員 米原君。

○米原委員 私は日本共産党を代表して、本法案に對し反対の意見を述べざるを得ないものであります。

質疑の過程で明らかになりましたように、国内塩の製造施設を拡充して、これを機械化し外國塩の生産コストと同じような、これに近づけるような方策について見るに足るようなものを、何ら政府はとつていないことは明らかであります。しかも本法案によりまして、ただいま川島君も指摘されましたごとく、事実上は今まで慣習として行われておつたところの補助金が引下げられる結果となりまして、さらにこの日本塩のコストは上つて行く、こういうことになるのであります。こういう結果になつて、しかも現内閣——いわゆる自由主義を称されるこの自由党内閣のもとでこういう形で行くならば、内外塩をどう／＼買えばよろしい、そんな高い内地塩は買わなくてもいい、こういう形になつて行くならば、完全に内地の塩田につぶされる結果になるやをそれるのであります。内地の塩田をさらに機械化し、近代化して行くといふようなことを何ら考慮に入れない。そうしてさらに補助金を引下げるといふようなこの法案に對しては、われ／＼は絶対に反対であります。

○夏堀委員 討論は終局いたしました。次に本案の採決をいたします。本案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○夏堀委員 起立多数。よつて本案は原案の通り可決されました。

なお本案に関する報告書の作成及び提出の手續につきましては委員長に御一任を願ひます。

○夏堀委員 次に税法四案に對する質疑を続行いたします。奥村又十郎君。

○奥村委員 国税庁長官にお尋ねをいたしたいと思ひます。補正予算の中の本年度申告納税の税収見込みに關するお尋ねであります。この税収見込みは、かなり甘いんじゃないかといふ

ことが考えられるのであります。その原因として、本年度の七月の予定申告に對する徴收歩合が、問題になつて来ると思ふのであります。すなわち本年度の補正予算の申告納税の徴收の見積り、本年七月の予定申告を土台として見積りをやつております。ところが七月予定申告の徴收歩合は、国税庁からの資料によりまして、十一月でもちまして申告額に對して収入歩合は、わずかに四四・五％であります。これはあなたの方から来ておる資料ですから間違いないと思ひます。昨年の同様に比較してみますと、昨年は徴收歩合は六七・三％で、今年は二割余りも徴收歩合が悪い。これはどういふわけかといふことであります。御承知の通りこの四月から税法改正によりまして、基礎控除、扶養控除、医療の控除、その他いろいろ／＼な軽減の措置をいたしました。にもかかわらずこの徴收歩合が非常に悪いことはどういふ理由であらうか。この理由が究明いたされませんか。この補正予算における申告納税の見積りが、はつきり出て来ないと思ふのです。その理由についてどう考えておられるかお尋ねいたします。

○夏堀委員 御指摘の通り、今年度の申告所得税の第一期の予定申告に對する税収収入歩合は非常に悪いのであります。昨年に比較いたしましたとしても悪いといふ実情であります。しかしながらこの点で幾分比較される際に御考慮願ひたいと思ひますのは、今年度は法定予定申告であります。従つてこの基本になつた歩合のうちには、税額決定通知を出したものである程度含んでおります。昨年度はもつぱら自主的に申告していただいた金額であるといふ

ことと、事実上は今まで慣習として行われておつたところの補助金が引下げられる結果となりまして、さらにこの日本塩のコストは上つて行く、こういうことになるのであります。こういう結果になつて、しかも現内閣——いわゆる自由主義を称されるこの自由党内閣のもとでこういう形で行くならば、内外塩をどう／＼買えばよろしい、そんな高い内地塩は買わなくてもいい、こういう形になつて行くならば、完全に内地の塩田につぶされる結果になるやをそれるのであります。内地の塩田をさらに機械化し、近代化して行くといふようなことを何ら考慮に入れない。そうしてさらに補助金を引下げるといふようなこの法案に對しては、われ／＼は絶対に反対であります。

○夏堀委員 討論は終局いたしました。次に本案の採決をいたします。本案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○夏堀委員 起立多数。よつて本案は原案の通り可決されました。

なお本案に関する報告書の作成及び提出の手續につきましては委員長に御一任を願ひます。

○夏堀委員 次に税法四案に對する質疑を続行いたします。奥村又十郎君。

○奥村委員 国税庁長官にお尋ねをいたしたいと思ひます。補正予算の中の本年度申告納税の税収見込みに關するお尋ねであります。この税収見込みは、かなり甘いんじゃないかといふ

ことが考えられるのであります。その原因として、本年度の七月の予定申告に對する徴收歩合が、問題になつて来ると思ふのであります。すなわち本年度の補正予算の申告納税の徴收の見積り、本年七月の予定申告を土台として見積りをやつております。ところが七月予定申告の徴收歩合は、国税庁からの資料によりまして、十一月でもちまして申告額に對して収入歩合は、わずかに四四・五％であります。これはあなたの方から来ておる資料ですから間違いないと思ひます。昨年の同様に比較してみますと、昨年は徴收歩合は六七・三％で、今年は二割余りも徴收歩合が悪い。これはどういふわけかといふことであります。御承知の通りこの四月から税法改正によりまして、基礎控除、扶養控除、医療の控除、その他いろいろ／＼な軽減の措置をいたしました。にもかかわらずこの徴收歩合が非常に悪いことはどういふ理由であらうか。この理由が究明いたされませんか。この補正予算における申告納税の見積りが、はつきり出て来ないと思ふのです。その理由についてどう考えておられるかお尋ねいたします。

○夏堀委員 御指摘の通り、今年度の申告所得税の第一期の予定申告に對する税収収入歩合は非常に悪いのであります。昨年に比較いたしましたとしても悪いといふ実情であります。しかしながらこの点で幾分比較される際に御考慮願ひたいと思ひますのは、今年度は法定予定申告であります。従つてこの基本になつた歩合のうちには、税額決定通知を出したものである程度含んでおります。昨年度はもつぱら自主的に申告していただいた金額であるといふ

歩合を奥村さんは七五%見ておるのは少し強過ぎはしないか、こういう御意見であつたかと思ひます。今度私ども所得税を見積ります場合におきましては、今お話の通り誤謬訂正後の大部分一例外がございますことも申し上げておいたのですが、大部分訂正済み後の予定申告の所得金額をもとにしまして、それにそれの物価、賃金等を拾ひまして、確定申告で出て来べき所得税額というものを見積つておるわけでありまして。そうしまして、さらに今年には本法律案を出しまして、一月の確定申告の時期を二月に引延ばしてゐる

のであります。その際もたゞく、上げましたように、国税庁におきましては、営業所得については三〇%ないし四〇%程度の個々の実額調査を実行するということ、目下すでに実行中であります。

それから一面農業所得等につきましては、標準率の調査、サンプル調査等もさらに適切化しまして、しつかりした標準率をつくりまして、それをなるべく納税者等に示しまして、申告をなるべくするように努力する。そうしますと、今度のようなやり方をやりまして、確定申告は相当期待できるので、確定申告は当然の期待はむづかしいか。もちろん飛躍的な期待はむづかしいと思うのですが、確定申告の自発的な申告が出るように努力しますれば、相当行くのではないかと思います。そうしますと、それで出て来なかったころの税額というものは相当なものになります。従いまして確定申告に対する本年度の最終の徴収できる税を七五%程度と見るのは、そうむづかしくはなからう。もちろんこれは昨日も

○平田政府委員　ちよつと奥村さんに一言だけ、今まで申し上げなかつたことを追加して申し上げます。これは後ほど何だそいうことをやつたのかというふうに、あとで言われてはぐあいが悪いですから申し上げておきますが、申告所得税の申告の時期を一月延ばしたのであります。そうして申告で更正決定をしなくて済むように努力いたしましたして、前に比べまして成績が上ることを、私も期待いたしておるわけであります。それでもある程度の更正決定は避けられないかと思うのであります。その更正決定を一月延ばしました結果、三月になると思うのであります。そうしますと会計年度の出納閉鎖期間が、普通税金については四月でございしますが、申告所得税だけにつきましては、あるいはもう一月くらい延ばしましてやりました方が、かえつて全体といたしまして円滑な納入を期し得るのではないかという意味におきまして、申告所得税につきましては、一箇月出納の整理期間を延ばすか延ばさぬかという点について、目下研究中であります。できますれば、ぎり／＼で非常にむりを重ねるよりも、むしろ一箇月ぐらい延ばしまして、円滑な徴収をはかつた方がよろしいと思ひますので、その点もこの機会に申し上げておきます。あとでまた姑息なことをして一月延ばしたのではないかと思われるといけないので、あわせて申し上げておきます。しかしまだこの問題は決定しておりませんので、その点を申し上げます。

○三宅(則)委員 先月の二十七、八日に国税庁長官が新聞記者に発表せられ

は、追徴加算税はとらぬということを開いております。これはまことにりっぱなことであると思いますが、これは事実であるかどうか。もちろん二十二年、三年というときにおきましては、先ほど来しば／＼平田主税局長も御答弁なされましたが、はなはだ失礼な話ですが、税務官吏が経験が足りなかつた、調査も未了であつたというような意味合いにおいて、水増しに課税せられた点があつたから、更正決定された分が納まらぬのもうなずける点が多いのです。この際長官は、先ほど私が申し上げたように、大乗的見地からいたしまして、二十二年、三年度は追徴加算税は大目に見てやろうという御言明であるかと思うのですが、それに対して御答弁を願いたい。

○高橋(衛)政府委員　三宅さんは少し文字を読み落しておられるのですが、悪質なるものを除き免除すると申し上げておるのです。と申しますのは、税務署でもつて、実際の調査が非常に遅れましたために、納税者にも御迷惑をかけておるという点はあるかと思うのであります。しかし税法の建前から申しますれば、申告納税でありますから、申告を怠つておつた。従つて追徴税をとられるのは当然じやないかという議論は一応なし得ますけれども、あまりに古い税について、しかもあの当時、税の執行もそれほど嚴格に行われていなかったという時代のものについて、今日それをとことんまでも追究することはいかかと考えまして、そういうふうな処置をとつておる次第でございます。

質でないもの、いわゆる善良にいたしたましたものに對しまして、税務官吏の方がむしろ調査が未了で、高過ぎたというようなものに對しましては、今御言明の通り免除してやろう、こういうお氣持であるとは了承いたします。そうあつてしかるべきだと思つておりますが、それについて滞納等もあるわけでありませう。もう二十一年、二年度までぐらゐのものは、大幅にある程度まで切り捨てて、あらためて再出資をした方がよろしいと思ひますが、これについてはどういふような御構想を持つておられますか、お聞きしたい。

○高橋(衛)政府委員　非常に古い年度につきまして、あるいは法律上は納税義務が確定しておる、争いがないといふう状態になつておるといふものでありませうけれども、中に非常に氣の毒な方のもり得ることは、事實であると考えておるのであります。しかしながら全般のうな問題としては、ともかく納税義務が確定して、そのまま、滞納になつておるといふ状況のものにつきましては、これをこの際切り捨てるということには、全体の納税思想にも悪い影響を及ぼしますし、実は昨年度におきましては、割合に簡單な基準によつて相当大きな金額を欠損処分に付したのであるけれども、それについては弊害も認められますので、私どもの今後の方針としましては、むしろ逆にその欠損処分に付しますものは、できるだけ慎重にいたしたいという考え方を立つておるのであります。しかしして相時間がかかつて、また滞納の総金額が多くなつておつても、とにかく時をかけてじり／＼と納めていただく。

○三宅(剛)委員 もう一点だけ……。先ほど来しばらく言明されましたから了承いたしました。もう一つ、平田主税局長にも御答弁を求めたのでありますが、幸いに国税庁長官が来られましてから、一言御答弁をいただきました。実は二十五年度におきましても、三十万円から四十万円、まあ五十万円以下のもものについては一番高いのでありますが、今度の補正予算につきまして、その比率を下げられたわけでありまして、今度は昭和二十六年四月一日から所得税法を施行したいと思うが、とねえず二十六年の一月一日からかうような規定になるということをお聞ております。そこで三十万円、四十万円という階層において何人ぐらいあると、どれだけの金額になるかというところが調査になつておるはずであらうと思うのですが、もしありましたらお知らせしを願いたい。なかつたならばあとでよろしゅうございますが、示していただいて、中堅分子の納税の円滑になるように努力したいと思う。願いたい、かように考えております。○高橋(衡)政府議員 ただいま手元持つておりませんが、できる限り責任は差上げたいと思います。○富澤委員 高橋長官にお伺いたします。物品税の問題ですが、こういううな間接税というものは本来例外であり、近代的税制制度というものは直税によるのが原則であります。しかるごく最近物品税を軽減しようという府のお考えであります、民間の諸

であります。この物品税の問題ですが、実際は割当制度が行われまして、その生産数量のいかんにかかわらず、お前のところは、このくらの金額を納めるといふような割当主義で實際行われている場所が非常に多いのです。その証拠には、昨年度の家具の物品税などを見ますと、たしか年額四億四千二百万円ぐらゐの予定であつたのじやないか。予算委員会の予算書には、そう載つておつたように思ふのでありますが、実際に徴収されておるのは十億を突破しておるような状態にあります。こういう点から考へて、水増しや割増しが当然行われておるような感じもしますで、今後そういう物品税徴収については、特にそういう点を考慮してほしい。また実際に物品税が高いために、零細な業者は脱税をしようつちゆう考えておられて、かえつて納税意欲に対する考へ方を、間違つた方向に持つて行く場合が非常に多いように思ふのであります。従つてこの際、物品税全体についてももう少し大幅に減税してほしい。また物品税の割当等の方法も盛んに行われておるようでありますが、この点について長官の御意見を伺いたいと思ひます。

○高橋(衛)政府員 物品税について割当が行われているというお話は、実はただいま初めてお伺いするのであります。従つてもしもそういうふうな事実がありましては、恐縮でございますが、御連絡をお願いしたいと思ひます。また歳入予算が四億数千万だつたのが、十億にふえておるといふ点をもつて、割当があつたという証拠にして

おられるかのようにうかがえるのでありますが、これは見積り自体が非常に困難な問題であります。また業者の数が非常に多い。ことに家具のことは、不景気と申しますか、いろいろな生活状況に非常に大きな影響を受けますので、むしろ非常に予算通りということでは、困難な品物であろうかと考えるのであります。

○川島委員 国税庁長官にお尋ねをしたいと思います。私は先般希望いたしました本年度における差押え状況調べによりまして、ことしの十月末現在の差押えは、税額として三百七十七億九千九百九十四億円で、件数が驚くべきに百十万余件に上っているわけですが、それによつて平均をいたしてみますと、大体一件当たり差押え税額が平均三万円。いかに中小企業の場合における滞納が多いかということが、この数字でもうかがえるわけでありまして、この場合にお尋ねしたいのですが、従来差押えをやりました、しかもその結果公売に付してみました結果において、税額が予定通り入るものがあるのか。あるいはまた税額以上に、公売価格というものが上まわつてしまふものがあるのか。それとも税額に満たないものが多いのか。そんなことについて資料がありましたら、ここでひとつまず示してもらいたい、こういうふうにするわけですか。

○高橋(衛)政府委員 別途差上げました資料によつておわかりになるように、十月末におけるところの滞納総額が九百九十四億円であります。これに対して滞納の件数は七百二十万件であります。一件は一万三千円ということに相なつておるのであります。従

いまして滞納の差押えということにつきまして、一件当り三万円ということでは、できるだけ大口から処理を進めたいところから、こういうふうになる金額がなつておるのでございます。なお差押えしまして、公売して収入いたしました金額は、同じ期間においてわずかに六億三千万円程度であります。が、実は差押えをいたしまして、公売の直前までに相当納入が行われるのが普通の状態でありまして、従つてわれわれといたしましては、できるだけ公売に持つて行かないで、その期間において納入していただくことに努力をいたしております。しかしていただいたお尋ねの公売処分をした場合に、税額を上まわる場合と、しからざる場合と、どんなぐあいというお尋ねでありまして、これは統計を突はとつておりません。しかしながら概略的なことを申し上げますならば、ほとんど大部分が滞納額に満たないことが多いというのが実情であります。

○川島委員 さだめしそういうことになつておるのじやないかと、実は想像してお尋ねをしたのです。現実の滞納額、滞納件数の多いこともさることながら、まず大口と見られてやむを得ず差押えをしてる件数と、税額を調べ平均すれば、それだけでもわずかに三万円程度の額なんです。そこで繰返して言うようですが、中小企業者の納税がいかに困難な実情になつておるかというところが、これでも一層深刻にうかがえるわけなんです。そこでさらにお尋ねするのですが、差押えまではこれでも大した余分な費用はかからぬと思うのですが、差押えをいたしまして、今度

は公売に對し收納をいたします間に、

相当な費用がかかつておるわけでありまして、その公売に付します場合の費用というものは、一体税額のパーセンテージにいたしまして、どのくらいかかるのであるか。それをひとつ資料がございましたら示してもらいたい。

○高橋(衛)政府委員 徴税費全体としては税収に對するパーセンテージをいふもつておられますが、公売した税額に對して、その公売、または引上げに要した金額というものを對照して計算することは、非常に困難でございますので、これはやつておりません。と申しますのは、引上げる途中において、またはトラックが支間に付たときに納めたという場合に、一体引上げの経費であるかどうかというような区分が非常に困難であります。また引上げて公売に持つて来たら、税金を納められたからお返しするというような場合もございまして、これは理論的にはなし得ることかもしれませんが、事実問題としては困難でございます。それから、つておられません。しかし相當に大きなパーセンテージになるかというところは想像し得られるかと思ひます。

○川島委員 このことは午前中に実は主税局長にもお尋ねし、また私からも意見を申し上げたのですが、直接の担当最高の責任者である高橋さんにもお尋ねしておきたいと思ひます。税務署の徴税事務の一線に立つ者がいろいろの事情で比較的若い者、未経験者が多いのは、これは一応やむを得ないといふ私も承服するのですが、そのやむを得ない中でも、できるだけそういう若い若年、未経験の者は機械的な署内の事務に当分携わらせて、若干でも経験のあ

る、そして年輩の者をできるだけ外へ出して、納税者と直接に接触をすることが一番好ましいやり方ではないか。そういうとでないために、納税者と税務職員との間に紛争が多い。ことにまたこのごろでは、一般の納税国民は税務署の職員といへば、まるで蛇蝎のごとくにきらつてゐるものが、實際の話である。それというのも、納税者の方にも若干の責任があることも、別に否定をするものではないのですが、やはり税務職員の若いもの、そして未経験者、こういうた者であります。ために、社会のいろいろの苦勞もせぬ、また実情もよくわからぬ、世情もよくわからぬというやうな若い連中のみが、大部分そういうことに携わつてゐる結果である、こう私は思うので

す。そこでどういふものですか、なるほど経験者や年輩の者は少いとは言ひながら、實際の操作によつてできるだけ経験のある、そしてできるだけ年齢も少しでも上まわつた職員を第一線に立てて、そして納税事務との接触に當らせ、円滑なる納税をさせる方に努力し、あるいはまた査定の場合に

おきまして、調査のごときにおきましても、なるべく納税者をして不快を與えない、あるいは刺激しないというやうな形で行くことの方が、私は税収を得る上から行きますと、非常に必要なことじやないか、こういうふうに思ひますので、このことについて長官においてできるのかどうか。そのことについて重ねて長官の方にも、私はお尋ねしておきたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 御指摘の通り税務官吏には非常に若い者が多いという関係からいたしまして、納税者の方にややもすると御迷惑をかけるというやうな結果を生じておりますので、それらの欠陥をできるだけ除去するといふ意味をもちまして、そういうやうなふなれな人、または能力の十分でない人は、内部におつて帳簿の整理等に當つてもらう。しこうして所得額の調査でありますとか、課税物件の調査でありますとか、または滞納処分などというふうには、納税者に直接接する人間をなるべく遠んで行くという点につきましては、まつたく川島さんの御意見と同感であります。しこうしてそういうやうな方向に一日も早く持つて行きたいという趣旨をもちまして、実は昨年来内外事務の分離ということをしておるのであります。しかしながらこれを徹底的に行うということとは、たとえば滞納の整理のときであるとか、または更正決定のときにおきまして、どうしてもみな一体となつて、その仕事に當らなければ、時間的に間に合わないということになつておりますので、そういう場合にはその建前がくずれるというやうな現状にあるのであります。しかしながら将来はこの内外事務の分離という建前を堅持いたしまして、年間に仕事をうまくあなばいして、そして一時に仕事が集まることによつて、それが実行できぬというやうな事態が起らないようにぜひ事務の計画を詳細に、また的確に立てて行くようにいたしたい、こう考えておる次第であります。

○川島委員 できるだけそういうことに努力を願ひまして、国民をしていたがらに税務署を怨嗟的にしないやうに、御努力を願ひたいと思ひるのであり

ます。

そこでついにお尋ねするのです
が、今税務署におけるところの職員
の量と適切にマッチしているのかど
うか。おそらくマッチしておらない
という事情にあるのではないかと
思うのだから、ここに直税など
においては一人の税務職員が、一
体納税者別にすればどのくらい
の件数を受持つておられるのか、
それが戦前との受持件数と今日の
受持件数との比較においては、ど
ういう事情になつておられるか
と、長官の御所見と実際の状況と
を聞かしていただきたいと思ひま
す。

○高橋(衛)政府委員 現在の滞納額を
きわめて短期間に整理しようとい
う一つの目標を置きますれば、現
在の税務職員では非常な不足であ
るという事は、川島さんも御承知
の通りであります。しかしながら
御存じの通り、日本の租税制度
は申告納税制度に相なつたのであ
ります。賦課税制度の時代であ
りますれば、政府の責任において、
すべて所得額なり税額なりという
ものを計算し決定するのでありま
すが、申告納税制度においては、
納税者自身が計算をするというこ
とが建前になつております。従つ
て私どもが考えますのは、申告納
税制度において全部を調査するとい
ふことは、およそ申告納税制度の
本旨に沿わないものであるとい
ふに考へておられるのであります。
ただちにそれを行つておられるか
どうかという問題はまた別なもので
ありますが、理想論的な形といたし
ましては、米國におけるがごとく、
わずかに四％しか調査しないとい
うことは、現状としては思ひ
も寄らぬことではあります。せめて

一、二割の程度の人を十分に調査を
し、あとは納税者を信頼申し上げる
という事で、十分全体の公平を保つ
て行けるという方向に持つて行きたい
と考えております。従つて制度が若干
か変わつておりますので、戦前の一
人当りの納税者の数と、今日の納
税者の数を比較することはどうか
と思ひます。しこうして現在の税
務職員でも十分であるかという問
題につきましては、もとより多いこ
とは私どももけつこうだと思ひま
す。しかしながら現在の徴税の率は、
全体に對して二、八％になつてお
ります。米國の事例が〇・五％であ
るのに對しまし

て、非常に高くなつておるとい
う実情でもあります。また申告納
税制度であれば、何とかして納税
者に信頼を上げようという態度で、
正直な方には漸次減税ができて参
ると思ひます。そして、そういう人
を見つけて行く。それに、税務署
の方から抜いて行く。なおかつ
よつて税の公平を保ちながら、な
おかつ現在の陣容で行くという心
構えでやつて参りたいと思ひま
す。

○川島委員 そこで一つ伺つてお
きたいのですが、今の政府はしき
りと行政整理を一つの建前として
強行して来ておる。まだ行政整理
は足らぬ。今後ともやるのだとい
うことをよくはめかしておる。そ
ういふ場合に、一体国税庁長官と
して、今の各地方財務局、税務署
等の職員の定員をさらに減らして
もいいというお見解を持つていら
るか。かりに今後行政整理が行
われるようなことがあつても、国
税庁に關する方面の職員の定数
だけは、絶対にこれ以上減らすこ
とはできないという建前にあるか
どうか。その

見通しについて、あるいは感じてお
られる点について、この際聞いてお
きたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 この問題は非常
にむづかしい問題であります。比較
的問題であり絶対的な問題ではない
のでございませう。しかしながら私
どもも考へます。漸次税務官吏の
経験年数をふえて参ります。一年
が二年になれば相當にその能率
は上がるのであります。しかるに
現在おられます者は、大体採用
された年次が二十二年、二十三年
ごろが多いのであります。それら
の人が相當に経験を積んで参ると
いうことと、それから昨年から新
しく採用した者の中には、相當學
歴も高く、年齢層も高い人を選考
いたしまして、最近就職希望の方
も相當多いという実情からいたし
まして、優秀な方が採用できる
という点、並びに昨年度から本
格的に税務講習所を拡張いたし
まして、當時非常に多數の人につ
いて講習を行つて参つておるの
であります。それが、そんな点か
らいたしまして、相當に個々の
税務官吏の能率を向上させてお
るのではないかと、こゝにうふう
と考へておるものであります。ま
た一方従来の税務の組織はどつ
ちかと申しますと、卒直に申しま
して、一人々々の税務官吏が働
いておるといふやうなものであ
ります。言いかえすならば、組織
としての能率の増進という面は、
いささか欠けておるものではな
いかといふことも考へられます。
今後そういう面でもできるだけ
すみやかに組織化することによ
つて、能率を上げるということに
創意を凝らして参りまして、今
後能率を上げるのであります。人
員の

減少もまたさしつかえない場合
があり得るというふうに、考へて
おるわけでありませう。

○川島委員 もう一つお尋ねして
おきます。これは最近感じたこと
なんです。何か税務署で異動など
が行う場合に、一ぺんに各課長
以下係長まで広汎に異動してし
まう。私はたまに異動することは
必要な面もあると思ひます。大
量にしかも一時に異動をするた
めに、税務署自体にとつても、
また納税義務者の方にとつても、
ずいぶん迷惑な事態が起ることが
しばしばある。ああいう税務署
の職員の異動などを、一時期に
広汎にやらなければならぬとい
う何か理由があるのですか。それ
をひとつ伺ひたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 私どもも税
務官吏の異動につきましても、最
近多過ぎるという考へておるもので
あります。しかしながら昨年から
今年にかけて、御承知の通り調
査官の制度を設けました。ところが
調査官というものは、納税者を
調べるものでもありません。相
當に熟練を要するものでもありま
せん。まして、各税務署から集
めざるを得なかつたという事情
があつたのであります。また本年
から協議団の制度を始めました
が、協議団はこれまた相當年輩
の人であり、丹念な人を持つて
参りません。かえつてその精神を
殺す結果になるといふおそれも
ございませう。相當多數の署長
級、課長級の人を、その機關要
員として入れざるを得なかつた
という事情があつたのであります。
こゝにうふうな特殊な事情がござ
いましたために、やむを得ず異
動の範圍が広汎になつたという
ことは御了承願ひたいと思ひま
す。

ますが、根本的な方針といたしま
しては、できるだけその土地にあ
る程度の期間は、少くとも二年
とか三年とかいう期間は、その
土地を動かさずに行きたいと思
つておる次第であります。

○宮腰委員 長官に一つ伺ひして
おきますが、戦災後に大分税務
署が焼失しまして、一署が非常
に広い範圍を受持つております
關係上、その間に都電なりバス
の連絡がないときには、署員が
自転車でまわつて歩いておられ
る方が大分あります。そういう
場合に署員は自己の負担におい
て、タイヤの修理やチューブの修
理をやつておられるのでありま
すが、どうして出張旅費だけで
は、自転車の減価償却もできぬとい
ふやうなことがあつておられる
のであります。そういう場合に、
焼けた土地の税務署は、この際
もう一署くらい元の税務署を復
活いたしますことによつて、そ
ういふ不便はなくなるのではない
かと考へます。現に東京でも相
當税務署の焼失しているものが
あります。これを復活する御意
があるかどうか。たとへば在原
税務署のごときですが、品川の
税務署は非常に片一方に片寄つ
ておる關係で、在原の納税者は
非常に不便で困つておられる
のであります。この際この点につ
いて御考慮があるかどうか、お
伺ひしたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 先ほども
申し上げました通り、現在の税
務組織が非常に旧式でありま
す。これを何とかして組織を新
式化して行きたいと思ひます。
それによつて、あまり小さい税

務署になりますと非常に困難であり、非能率になるのであります。従つて將來の方向としては、むしろ税務署の統合という方向に行くのが、筋道じやないかというふうな考へております。しかしながらもちろん納税者の便宜ということも同時に考へべき問題でありまして、申告の時期等において、一定の場所に出張せしむるというふうな制度を、同時にあわせて考へて行きたいと考へております。

○宮澤委員 次にお伺いしたいのは、各税務署に最近法人会というものが盛んに設けられておりますが、一部税務代運士、計理士の方からの忠告によりまして、法人会の事務局長が、税務署の中の官吏と結託して、税金の上において税務代運士と同様な仕事をやつてゐる、あるいは贈収賄までやつて官吏の前途を誤らせる危険があるという忠告を受けたのであります。法人会なるものの組織自体が、法律によるものか任意的にやつておるものか。今後運営の上においてどういふふうによつて行かれるものか。また税務署の中に法人会をつくつておいていいものかどうか。この点についてお伺いしたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 法人会について、役人と税務員との間に不正があるというふうなお話であります。もしもそういう疑ひなり、具体的な事実でもありましたら、ぜひお教を願ひたいと考へます。法人会のできましたのは、これは法律に根拠のあるものではございません。もつぱら任意的にでき上つたものでございます。ただ税務官庁といたしましては、ああいうような組織がございまして、たとえば税法

がかわりましたときに、また解釈が決定いたしましたときに、そういうふうな機關を通じていろいろお願いをする、また御説明申し上げるという便宜がございまして、私どもはああいうふうな組織がでることを、歓迎はいたしておるのであります。しかしながらそれはどこまでも税務の便宜のためでありまして、その機關を利用して何らかのことはする、また考へるといふふうな意思は全然持つておりません。ことに下級の職員には、それに關連せしめることはさせてない次第であります。

○宮澤委員 ぜひ今後そういうふうな方向に持つて行つていただきたいと思ひますが、さらに協力会なるものがありまして、これも非常に税務署の中に深入りをしておるようなところがあります。たとえば税務署のそばに協力會館なるものを建設してありまして、そこで税務署の職員が會議を開いたり、あるいはいろいろの便宜を受けておるという事実もあるので、こういうような協力會を税務署のそばにこしらえておることがいいかどうか。その点お伺いします。

○高橋(衛)政府委員 協力會につきましては、これはもつぱら任意におつくりになつた会でございまして、たとえばその會が税務署の近くに會館をおつくりになりまして、税務署としては何とも言うべき筋合いのものじやないというふうな考へておる次第であります。ただもしも御懸念のように、協力會と税務署との間に何らかの不正事件が起り得るというふうな可能性のある場合におきましては、それらの点について嚴重な注意を喚起して、監督をし

て行きたいというふうな考へる次第であります。

○宮澤委員 そういふ疑ひをかけられるような点が法人会、協力會にたくさんございまして、今後各税務署長に對して長官から訓示を與えていただきたいと思ひます。具體的の例は申し上げませんが、これは各税務代運士、計理士の實際の業務をやつておる人から再三忠告を受けておりますから、ぜひともそういうふうな願ひをしたいと思います。

○小山委員 ただいま審査中の四税法案につきましては、大體質疑も盡されたと思ひますので、この程度で質疑を打ち切られんことを希望いたします。

○夏堀委員 ただいまの小山君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○夏堀委員 御異議ないようであります。税法の四法案に対する質疑は以上をもつて打ち切りいたします。

○夏堀委員 次に提案理由の説明を聴取いたしました旧例による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案を議題といたします。西村君。

○西村(憲)委員 給與課長が見えておりますので二、三お伺いいたします。
〔委員長退席、農林委員長代理着席〕

この法律案は從來たび／＼国会に請願をされて、今回政府並びに民間の強い要望の結果、提案になつておると思ふのであります。これに該當する人たちに對しては、この法案が成立すれば、まことに喜ばしいことではな

いかなと思ふのであります。ところでこの法案の中で一つお伺いしたいのは、何がゆゑに年金支給に關する事務を統一的に、いわゆる非現業の共済組合連合會に受託したか。この点について御説明を願ひたいと思ふのであります。

○磯田政府委員 ただいまお尋ねの年金支給に關する事務を、共済組合連合會にやらしめる理由いかんということでございますが、現在旧海軍の共済組合につきましては、その年金を支給する団体いたしました。共済協會という団体があるのでございまして、同じくこの法案で取扱うようにいたしておりますところの旧海軍の共済組合、並びに外地の各共済組合につきましては、事實上その団体は現在存在しないのみならず、今回の措置によりまして、その年金支給の事務は、ほとんどその財源を國庫において見て行かなければならない、こういう建前からいたしました。その支給の事務の統一をはかるという観点から、これを一つの機關において取扱はしめるのを適當だと考へたのであります。その際におきまして新たに政府の機關を設けまして、その機關をしてこの年金支給の事務の取扱はしめるということも考へられるのであります。この際國の機關を新たに設けまして、これに扱はしめるということは、実務上から申しましても適當でありません。また國の機關を新たに設けるということ自体も好ましいことではございませんので、幸いに現在共済組合連合會というものがあ

りまして、政府職員共済組合の年金支給の事務をも担当いたしておりますので、これに特別の會計を設けて、當の法案によるところの年金支給の事務を

行はしめることとしたのでござい

ます。
○西村直委員 そこでそれに関連してお伺いしたいのは、この事務は統一されなければ、あくまでも年金受給者は公務員ではないと考へてよろしいのでありますか。

○磯田政府委員 現在におきましては公務員ではございません。
○西村(憲)委員 これはただ事務を移管するであつて、將來とも公務員としては扱われないで、ただ年金受給者として、事務上そこへ統括されて行く、こういうふうな承つてよろしいのですか。

○磯田政府委員 さうでございます。

○西村(憲)委員 そうしますと、續いて私承つておきたいのは、もし將來共済組合の制度が、社會保障その他の制度によつて改変を見た場合に、こういう年金受給者はどういふ取扱ひを受けることになるか。この点についての御答弁を願ひたい。

○磯田政府委員 新たに社會保障制度に基くところの年金制度ができる場合におきまして、本法案に基きます年金支給の事務が、それに統合されるかどうかの問題でございまして、現在一般の公務員の年金支給に關する事務を、これに統合するかどうかという問題自身もまだ決定いたしておりません。もちろん現在におきましては、この年金支給を受ける者は公務員たる身分を有してないのでございまして、けれども、かりに一般の公務員の年金支給に關する事務が、新たに設けられますところの社會保障制度に統合される場合、あるいは國家公務員全体の恩給制度に統

○**面村(直)委員** 次にさらに伺ひしておきたいのは、現在主として共済協同会等でやつておられる、従来海軍の一つの機関であつた病院等の付屬機関、付屬事業でございます。これが今回の年金事務を統合した場合にいかによつて行くのか。これに対しての政府の考えを承りたいと思います。

○磯田政府委員　ただいまの問題につきましては、現在旧海軍の共済組合におきまして約十以上の病院がございます。しかるにこの法案の主たる目的

は、従来の低い年金を新しい給與ペー
スまで引上げて行くということでござ
います。従いまして病院を経営するとい
うことは、本来の業務ではないとい
うことが一応言い得るのでございま
す。しかしながらその場合におきま
しては、この年金支給に関する費用を全
面的に国庫が負担するゆえをもちま
して、一応建前としては現にやつており
ます病院等を、全面的にただちに国に
帰属せしむべしというような議論もあ
つたのでございますが、その間におき
ましては、現在の各病院におきます
職員との給与がどうなつておるか、あ
るいは一般の国立病院との関係をどう
いうふうに考えるか、あるいはまたその
中におきましては民間の病院になつた
方がいいのではないか、あるいは政府
職員の療養を受けるべきところの連
合の一般の病院と同じようにする

○**面村(直)委員** 実はこの問題についてさらにもう少し伺いたいのであります。年金受給者は、従来三百五十円と提案理由にはなっておりますが、今回の給與ベースに伴つて大体平均どの繰まで改訂をされて行くのであるか。

○**磯田政府委員** この法案の適用によりまして、現在におおむね平均三百五十円程度の年金しかもらつていないところの年金受給者が、大体平均いたしました二万二、三千円程度の年金を受けることとなるように考えております。

○**西村(喜)委員** その該当者の大体の数をお知らせ願いたいと思います。

○磯田政府委員 大体三万二千名とい
うふうに考えております。
○西村(環)委員 大体の内訳をお知らせ願いたいと思います。

○磯田政府委員　その内訳を申し上げますならば、旧陸軍共済組合におきまして、年金受給者が五千四百四十二名、旧海軍共済組合関係の年金受給者が一

万九千四百六十四名、外地関係の共落組合の年金受給者が推計いたしましたして六千九百十五名、合せまして三万千八百二十一名ということになっております。

す。なおこのほかにこの法案の取扱つております八幡製鉄に対するものが約五百二十六名、これを合せまして大体三万二千名ということになります。

○副村長(重)委員　そこでこれだけの認
当者が今回一般のベースによつて年金
が支給される。もちろんこれはさかの
ぼることはないのでありますけれど
も、非常に低いのでありますから、ひ
とつこの機会に特にお伺いをし、また
意見を申し上げておきたいのは、従来
厚生省が大体主体となつて、海軍を中

金を與えておつた。先ほどの御説明で、その財産を一応国で引継ぐものは引継がれるであらうが、さしあたりは各種の財産、事業の承継については、一応共済組合連合会等によつて運営し得るものを持つて、その財産によつて乏しい年

ものは運営して行つて、必要なものもはただちにやめられるのか。その点についておそらく従事している職員は不安を感じておると思うのであります。その点についてもう一度伺ひしてみたいのであります。

○磯田政府委員　政府の方としては、ただいまのところただちに急激な措置

をとるようなことは考えておりません。おの／＼その病院々々の実情に相
應して、各病院の意思等も十分に聞き
ながら、その実情に相応した措置をと

りたいというように考えております。

○西村(直)委員 私がそういう御質問を申し上げ、同時にお願ひといひますか、意見を申し上げている点は、特に

私どもが知つておりますのでは、陸軍におきまして、終戦時において、共産組合を中心にした物資の分配その他について非常な混乱が起つたわけです。

現に私たちがこの事件の渦中に立つて相当これを処置した事例を覚えております。莫大な物資をお互いが取合うことによつて、非常な社会的な混乱を起した。幸いにしまして海軍の共済組合の方は、數万人の年金受給者をかかえながら、比較的というよりは、かなり

よくこれらの財産を保存して來てゐる。従つてこれに關係するところの国立病院その他も、今日まで運営が比較的うまくできてゐるのではないか。そしてこれを連合軍管理下に引継いで行つて、しかも今日まで非常にうまく運営をして來てゐる。そういう点で特に事例を申しますれば、横須賀の病院のご

ときが非常にこの運営をうまくやつて
来ておつて、すでに占領軍司令官等か
らも表彰を受けているという話も聞い
ておりますので、私どもはこういつた

病院に働いておる職員が、たま／＼ひとつの機構改組、事務の取扱いの改組に従つて、もし急激な変化を受ける――これは一般の年金の受給者は非常にありがたいのですが、そこに働いておられるたとえば病院のお医者であるとか、あるいは事務長であるとかいふ人たちは、何らこの法案自体からけ

恩恵は受けていない人たちである。しかもその財産的基礎になるものを、ずっと運営して来た人たちに、私どもはその点について十分に慎重な御考

慮をお願いしたいということ、今回この法案が各代議士の非常な熱意と府側の熱意とあわせまして、いわゆるスキヤツプ方面のいい意味においての

了解を得られまして、ここまで事が溜
んで来ておる状況から考えまして、こ
の法案を通すことによつて、何ら利益
を得ない職員というものがたくさん

の法案を通過することによつて、三万人、四万人の人々のために働いて来たいわゆる病院なら病院での事務職員なり、技術職員なり、あるいは共済組合関係の事務職員、これらに対して大蔵省が監督に立たれる以上、切りかえの際に労働協約を結ぶ必要はない。

電報がなければ、もつと断片的に言へないというわけでありませう。それは今度大蔵省の所管下に入ると思ふのでありますが、この場合にややもすると役所の通弊——これは大蔵省においては無いと信じますが、切りかえの場合に、ややもすると一つの外郭団体的なものがそこにある。それが膨大な金を撥

い、資産を運用して行くような場合はおきまして、すぐ税務署長の古手であるとか、大蔵省官吏の古手等をばつと持つて来て、それに乗つけてしまふと

いふような弊害がもしおつた場合においては、せつかく社会正義の建前から多数の年金受給者を抬い上げて育てて行くといふときに、一生懸命にやつて来た人が、政府の監督機関がかつた場合に、人の入れかえ等を急激にやつて行くといふことは、非常な不安動搖を生じて来る。私どもが聞いてゐる

場合のは、この仕事をすでにまじめにやつて育て上げて行こうという人は、むしろ年金受給者の給與ベースの問題が解決すればするだけ、何だか自分の

首を絞める時期が近づいて来るといふような——もしこういふ結果になつたらいけない——私は思うのであります。この点につきましては、特に監獄

官庁として大蔵省方面においても、十分その点は病院を中心に、また事務職員を中心に御考慮を願つておきたい。こういうことをひとつ意見として申し

本来ならばそれを全員に支給して行くのには、会社の負担分を四十倍、従業員の積立金を四十倍にして初めて可能になるわけです。ところが従業員が積立金を一挙に四十倍にすることは不可能なんですから、この部分を政府が持つたらどうだ。会社は二分の一の四十倍したものを政府が持つてくれたらぬ。そうしてさらに政府が持つてくれたらぬ。さそうなものを会社が持つというならば、おそらく日本製鉄という会社はそれだけの負担能力はなかろう。ないとするとは非常な不公平が起きて来るじやないか。

ないか。これを言っているわけであり
ます。

○磯田政府委員 まことにごもつとま
な御意見でございますが、基本的
に国庫において負担すべきものなりや
いなやという問題もあるわけでござい
まして、現在までのところいろ／＼な
係から申しまして、政府といたしま
してはこれ以上の措置ができないとい
うのが実情でございます。

○小山委員 基本的に政府にそれだけ
の義務があるかどうかという問題にか
つて来ると、議論が前にもどるので
す。その点は前国会において認めて

のいきさつにかんがみて、政府の負担すべきものであり、途中で区切るといふ話はわれ／＼は伺つておらぬ。だからその点が不合理じゃないか。これについてはきようは時間がありますから、私の質問は留保いたしましたして、また改めてまた明日でもさらに質問を継続いたしたいと思ひます。

○夏堀委員長　暫時休憩いたします。

午後五時一分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

〔参照〕

塩田等災害復旧事業費補助法案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕